

日本における財閥の原型

— 鴻池・三井を素材とした試論 —

安 岡 重 明

目 次

- 一、問題
- 二、鴻池家の企業形態
 - (一) 享保期の諸制度
 - (二) 江戸後期の出資関係
 - (三) 第十三国立銀行の性格
- 三、三井家の企業形態
 - (一) 三井大元方の性格
 - (二) 明治三年の改革
 - (三) 明治四年店々改正規則案
 - (四) 呉服店の分離
 - (五) 明治七年の改革
 - (六) 三井物産会社の創立
- 四、財閥の原型の形成過程

一、問 題

本稿でとりあげる問題は、(一) 江戸時代における商人資本のうち最大級の鴻池善右衛門家および三井家の企業形態、(二) 両者の明治前期(明治十二年まで)の変化の様相についてである。この課題の意味は、つぎのとおりである。

資本主義創出の母胎となったのは、中産者の生産者層とも称せられるべき直接生産者たる農民層であったとするイギリス的な資本主義形成にかんする理解に対して、イギリスについても、その他の諸国についても、あらゆるバリエイティをもつて、その他の諸条件の重要性が強調されていることは周知のとおりである。わが国においても、江戸期の商人資本の後裔である三井家や住友家が、日本資本主義の中核的な存在となった財閥にまで直接的に発展していった事実をみれば、この経過に対していかなる理論的な説明がなされるとしても、それによって日本における資本主義の発達と旧商人資本の關係の重要性が否定されることにはならないであろう。実際にまたそうした關心は、たとえば土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』(一九五四年、みすず書房)、ヒルシユマイア著、土屋喬雄・由井常彦訳『日本における企業者精神の生成』(一九六五年、東洋経済新報社)、柴垣和夫『日本金融資本分析』(一九六五年、東京大学出版会)のような研究成果となってあらわれている。江戸時代の商人資本が断絶することなくのちの財閥にまで発展したからといって、その商人資本が近代以前の社会においてあらたな資本主義的な性格をもつていたとする考え方(たとえば土屋教授)には、私は基本的には反対である。しかし、事実としては右の現象は注目しなければならぬし、それら企業の研究が重要であることには変りはない。太平洋戦争前にも、相当の成果をあげた

説 財閥研究がそうした関心を示していたことは知られているとおりである。

論

しかし現在においても、通商会社、為替会社、国立銀行、初期会社制度、産業革命史の研究の必要が痛感されているのは、なぜであろうか。欧米の学者によって、後進諸国開発のモデルケースとして日本の近代化研究の必要が云々されているばかりではなく、わが国経済史研究者のあいだでも、それぞれの関心にしたがって精力的に研究が進められているのは、われわれのあいだにおいても、日本における資本主義の確立過程が、理論的にも、事実の発掘においても、まだきわめて不十分であり、実感として、具体相において把握されているとの自覚をもちえていないからである。この空白を埋めるための作業は無数にあるであろうが、その重要なひとつは、ここにとりあげる資本主義と商人資本の関係の解明であろうと考える。

この問題は、江戸期の商人資本のいくつかが、のちの財閥にまで発展したから重要である、という理由のほかに、もうひとつのもっと意味の大きい問題をも含んでいるから重要なのである。それは、とにかくにも、旧社会から近代社会にまで系譜的つながりをもって存続した企業は、旧社会経済の諸条件のもとで発達し、かつあらたな諸条件のもとでも、なんらかの変化をとげながら、存続し発展したという事実のなかにある。一定の資本をもち、それを運用する組織をもった企業が、変革期を経過して存続した。理論的にいえば、その企業が存在した社会は、前後とでまったく原理を異った経済制度をとっている。だとすれば、その企業は、変革期を経過することによって、継起的に性格を変えていったであろう、そしてその変化はおそらく、企業形態の変化としてあらわれざるをえないであろう。いいかえれば、経済制度をことにした社会において、同一系譜の企業が存続するためには、その企業の性格が変化していなければならぬ。⁽¹⁾しかもその変化は、企業の形態、経営組織の変化としてあらわれざるをえな

いであろう。このとき、同時に、旧来の社会の再生産構造を破壊し、あたらしい生産関係を創出する役割を担ったマニファクチュア経営、在郷商人の経営の性格も研究されねばならないことは当然であるが、日本の場合、自由競争の産業資本段階がきわめて短期間におわり、明治維新以後数十年をいわずして独占資本主義段階に入ったといわれており、この過程を財閥コンツェルンが主導したことを考えれば、自由競争—弱小資本の淘汰—独占の成立というコースとはことなつたコース、資本主義制度導入の当初から、巨大な資本を蓄積していた旧商人資本の転化過程の追求が必須の課題としてうかび上ってくるであろう。われわれが江戸期から明治前期の企業形態を、とくに出資関係、経営管理組織の観点から研究するのも、ここに特殊日本的な資本主義の性格をとくカギのひとつがひそんでいると考えるからである。この観点を追求することによって、変革期における変革の意味が具体的に個々の企業についてみることができ、さらに一定の操作をへれば、経済制度の変化の意味もより一層明確になるであろう。ここにはあまりにも自明のことがのべられている。しかし、この自明の観点さえも、江戸後期—明治中期の経営史研究について行われていなかったと思う。前記の諸研究についてもそのことがいえる。たとえば、柴垣氏の労作においても、財閥コンツェルンの史的分析について過半の紙数がさかれているのに、財閥コンツェルンが形成される企業内部の諸条件については十分の注意が払われていないのである。⁽²⁾

本稿の課題を、右の観点との関連でいえば、つぎのとおりである。江戸時代の商人資本のなかで明治以後発展を続けたものとして、三井・住友・安田をあげ、さらに三菱(岩崎)もいちおうの考慮に入れ、さらにその他の諸財閥諸企業との発展形態の異同を追求すべきであろう。しかし、それは現在の私の能力をこえる。現在あつかいうるのは、明治十年ころまでの三井の企業形態の一側面のみである。しかし、発展した事例だけでは、全面的な研究とし

ては片手おちであつて、明治の変革期に没落したり、発展をやめた商人資本の事例についても研究し、前者と比較考察しなければならぬ。同時代に存在した商人資本は、経営規模や業種や企業形態に差異はあつても、同一社会の経済の再生産構造のなかに存在した以上、原理的にはそれらの差異は、基本的に同質なるものにはならぬ。差異としてしか意味をもちえない、と考えることができる以上、没落事例は、資本主義経済のなかには生きのこることはできなかつたが、発展した事例の意味を考えるには、重要なデータとなるからである。後者の例として鴻池をとりあげる。鴻池は没落事例ではなく、停滞的であつた銀行資本であつたが、停滞的であつた諸条件を示すことによって、この問題について、示唆を与えるのである。

つぎにわれわれが鴻池および三井の企業形態を研究するにさき立って、当面問題となる個別資本集中形態としての会社企業の二つの形態——合名会社と合資会社——についての定義を大塚久雄教授のそれに従つてのべておきたい。

合名会社は、機能資本家のみの出資の結合である。従つて合名会社における出資者、すなわち社員はすべて企業職能を把持している結果、彼らはそれぞれ第三者に対して当該企業を代表し、企業の「支配」は全社員の合議制によつて——事実上彼らの間に軽重の差はあろうとも——行われ、このことに対応して各社員が損失に対して無限責任を負う。

合資会社は、機能資本家と持分資本家との両種の社員の出資よりなる。そのうち機能資本家たる社員、すなわち無限責任社員ないし無限責任社員団の当該企業における地位は、合名会社の社員のそれと全く同一である。ところが合資会社においてはそのほかに、持分資本家（無機能資本家）たる社員の出資が機能資本家団によつて支配される

企業のなかに組入れられている。かかる持分資本家たる社員はなんら企業の支配・経営に参加せず、ただ受動的に機能資本家社員によって利潤の一部を「配当」として与えられ、かつてこれに対応してその責任形態は出資を限度とするところの有限責任である。⁽³⁾

ここでいう持分資本家は、利子附資本と異って、自己の出資部分に対して単なる利子請求権ではなく利潤配当請求権を留保しており、当該企業の利潤率増減のいかんによって変化する配当をうけとる。そしてこの事実に対応して、利子附資本家と異なり、企業の損失に対しては、通常出資を限度とする有限責任を負う。持分資本家はこの配当と有限責任の点において、たんなる利子附資本家と異って、むしろ機能資本家に近ずいている。⁽⁴⁾

なお、本稿の研究の具体的な点について一言する。企業形態を研究するにあたって、対象となった企業の業種、その営業活動が企業形態と密接な関連をもっているから、営業活動の性格を評価することなくして、企業形態だけを抽象することは適切な研究方法とはいえない。しかし、ここでとりあげる鴻池と三井についてそれをなすことは、一論文のなしうる範囲をこえる。そこでここでは、経理内容、営業活動については、必要な場合以外はふれないこととして、もっぱら企業形態の側面からのみ接近することにした。鴻池については、戦後だけでも数十編の論文・史料紹介などがあり、問題ごとにそれぞれの論文を参照していただきたい。また三井については、中井信彦氏が執筆された『三井本社史』についてふれておかねばならない。われわれは、梅井義雄「三井大元方の資本蓄積」(専修大学論集、二七号)、柴垣和夫『日本金融資本分析』などによって、大著『三井本社史』全三巻の存在を知っている。これら著作の引用からみて、この著書がきわめてすぐれた貴重な労作であることを察することができる。しかし、これは未公開であり、公刊されておらず、一部の研究者しかみることができない現状である。従って三井大

元方の本格的な研究としての『三井本社史』をみずして、三井の企業形態や経営組織を論ずることはまったく無謀であるにもかかわらず、私は部分的史料をみただけで、三井についてある程度立ち入った叙述をなす。あるべき形からいえば、『稿本三井家史料』全九二冊および『三井本社史』に目を通し、さらに三井文庫所蔵史料によって補い、しかるのち議論をなすべきである。しかしそれは早急には達成することのできない大仕事である。従って、知りうる事実をもってある程度の研究を進め、将来多数の研究者によって総合されるであろう三井研究の手がかりをつくることも無駄ではない。その場合、当然、木をみて森をみないといった欠陥が随伴するであろうし、また『三井本社史』ではすでに本格的に解明されている問題について、より低い程度の分析しかなしえないことも生じるであろうが、現状ではそれも試行錯誤としてやむをえない。超羈大な研究対象を研究対象としてとりあつかう場合には、こうした部分的な研究からはいっていくことも、それが唯一の方法でないことは重々承知しているが、許されるひとつの研究方法である。

(1) 「抑三井組之營業たる、旧幕府以降數百年相統せりといへとも、其今日之聲音を得、今日之体裁を爲したるハ御一新以後ニして、当時小野・島田を始め、世ニ豪富と稱せらるるもの各歴然たりしニ、追々時勢変遷し、隨て破産退転等之者相踵ぎ、其余波世上一般資本之流通壅塞を致し、加るニ政府之御預り金ニハ相当之抵当物を出すへき之命あり、此際ニ於て三井組も殆んど閉店ニ及ぶへき之処、非常之勉勵ヲ以、纔ニ危急之場を凌たりといへとも、到底賠償ニ安んじて其弊を革めず、新法を設けて其業を採らざる時ハ、此業を維持すへき前途之自適たるか故ニ、遂ニ今般之改革を行ひたるハ、万々止むを得ざるニ出し事ニ有之」(明治九年九月、三井組の名称を一時廃止したときの盟約書の前文、傍点安岡)

三井では、この点を十分自覚していたことは、右の引用にみられるとおりである。『稿本三井家史料』高福史料二、一九〇頁参照。

(2) 柴垣氏も前掲書のはしがきで「現実それ自体にそくした分析は、最近ようやく深化しつつあるとはいえず、それ(第二次大戦後の独占資本)金融資本の諸特質……(安岡注)を日本資本主義の歴史の体質にまでさかのぼって究明する作業は、こんにちなお残されたままである」と指摘してゐる。

(3) 大塚久雄著『株式会社發生史論』一三頁。かっこ、かなづかい等は、原文に従っていない。

(4) 同書、一二頁。なお大塚教授の機能資本家、無機能資本家なる用語は適切でないとする批判もあるが『三戸公』経営學講義』一〇〇—一〇二頁、一九六五年、未來社)、いまはこれに従う。

二、鴻池の企業形態

(一) 享保期の諸制度

鴻池は、享保期以降、合資会社的な企業形態を漸次形成すると、われわれは評価するが、諸条件が明確でないで、これはいちおうの仮説である。なお一層の検討を加え、この規定が妥当するかどうか再検討する必要があることをあらかじめことわっておきたい。

鴻池善右衛門家の創業事情を一瞥するときのとおりである。鴻池家の始祖新六幸元が、酒四斗を一樽とし、二樽を馬一駄として江戸送りを始めたのは、慶長(一五九六—一六二五)の初年であった。元和五年(一六一九)、新六は大阪内久宝寺町に店舗を設け、ここでも醸造業を営んだ。寛永二年(一六二五)には初代正成は九条島にて海運業を創める。以来西国諸大名の参観交代の運輸は鴻池に託せられることが多かった。寛永期には、大名貸をはじめた。慶安三年(一六五〇)に新六は八十一才で歿し、鴻池村の旧宅は七男新右衛門がこれをつぎ、内久宝寺町の商店は末子の八男善右衛門が相続した。明暦二年(一六五六)に正成は両替店を開き、寛文三年(一六六三)に十人両替の一員となる。延宝二年(一六七四)六月、今橋浪花橋角の土地建物を買求め、両替店をここに移す。(大正十四年、中尾善之助編、鴻池年表)

こうして寛文・延宝期には、鴻池善右衛門家の基礎は確立した。寛文十年(一六七〇)には、貸借対照表と損益計

算書の原理を用いた算用帳が作製された⁽¹⁾。寛文・延宝期には、相当多額の他人資本が導入されており、「預り」として記載されているが、算用帳上に貸金として現われる銀高は、貸付証文上の銀高ではなく、証文上の貸付銀高のうち善右衛門家（二代目のみは喜右衛門であって、以後の代では当主が隠居して善右衛門を名のる）の店（見世）の拠出額であると推察される⁽²⁾。鴻池家は十七世紀末葉には、酒造業をやめ、貸付業に経営の重点をおくようになる。この貸金はおそらく鴻池善右衛門名義で行われたが、そのなかには同族からの出資分が含まれており、算用帳上では、同族からの出資分を除いた善右衛門家の店の拠出分が記載されたとみられるのである。そう推察する根拠のひとつは、当時の証文で現存するものと算用帳の記載の銀高が一致しないことである。他のひとつは、川上雅氏が紹介し解釈しているつぎのごとき史料が存在することである。

戊（寛文十二年）六月七日 五年三拾老文渡り式年済

一、三貫文 有中務大輔様

内三百文

宗

子ノ年返弁

内八百文

天五

丑二月廿日

内五百文

又

うけ取相済

内五百文

善

申し

内五拾文

吉

内式百五拾文

喜見世

残六百文

喜

すなわち、有馬中務大輔への貸付三貫文（勿か）は、算用帳に計上されるはずの「喜見世」のほかに、隠居の宗信、分家の又右衛門・善兵衛・吉右衛門、および喜右衛門自身、天王寺屋五兵衛などが出資しており、宗信、喜右衛

第1表 鴻池の収益率

年 度	貸有銀に対する 利入の比	元銀に対する 利入の比
寛文10~延宝2 平均	14.4%	25.1%
延宝3~" 7	11.8	19.6
延宝8~天和4	13.8	16.1
貞享2~元禄2	6.1	7.0
元禄3~" 7	8.6	9.3
" 7~" 12	11.6	12.8
" 13~" 17	8.9	10.4
宝永2~宝永6	5.9	6.1
宝永7~正徳4	6.1	6.4
正徳5~享保4	* 6.9	6.9
享保5~" 9	5.6	6.6
" 10~" 14	7.0	7.6
" 15~" 19	7.5	9.4
" 20~元文4	5.9	6.9
元文5~寛保4	6.6	7.8
安永2~安永6	6.0	9.4
安永7~天明2	3.6	4.8
天明3~天明7	4.6	6.2
天明8~寛政4	4.3	6.6
寛政5~" 9	3.6	6.1
寛政10~享和2	2.1	3.3
享和3~文化4	2.2	3.3
文化5~文化9	2.3	3.4
" 10~" 13	2.2	3.2

* 享保3年は不明のため4年平均

門、喜右衛門見世が、それぞれ自立した経営主体として意識され、とり扱われているのである。³⁾
 当時当主は喜右衛門であり、隠居財産、当主個人財産が「見世」の財産と区別されていることに注意を払う必要がある。善右衛門（喜右衛門）家は、既述のように末子相続であり、又右衛門、善兵衛、吉右衛門など分家はすくなくとも対等の出資者としての地位にあつたことは想像にかたくない。こうした合本制の企業形態をどのように評価すればよいか、必要な関連史料がないので断定できないが、対外的に鴻池善右衛門家の個人企業の営業活動と映じた営業の一部にこうした合本部分があつたことは、確認できる。鴻池本家の資本のなかに本家以外の同族の出資が

いかほどの比率であつたかは不明である。

同家は収益率の高かつた十七世紀後半には、商人から「預り」をなし、利息を支払い、その「預り」を営業資金として利用していたが、十八世紀になると、収益率は低下し、借入金を利用する余地はなくなる。(第一表参照)この過程と平行して、商取引から手をひき、大名貸に専業化する営業方針が打ち出され、一方、家

制度の面では本家中心主義が強化されてくる。慶長十九年(二六一四)に始祖新六が定めた「子孫制詞条目」⁽¹⁾では、修身齊家の一般的心得が定められており、業種に関する規定、本家分家関係の規定は現われていない。本分家関係がまだ問題にならない段階であったから、このことは当然ともいえるが、約一世紀のちの三代目宗利の定めた諸規範とこの点では、ことなっている。正徳六年四月(享保元年、一七一六)の「先祖之規範并家務」⁽⁶⁾では、先祖からゆずりうけた大切な道具、家屋敷は嫡子にゆずりわたし、次男どもへは新規に家屋敷をもとめ、相應の元手銀を差しつかわし、娘などにも十分にしている必要はあるが、十中八、九までは本家に伝え、残る一、二分を次男以下に相続させる、と本家の相続を優先させ、近い親類縁者へ金銀を融通することを堅く禁じている。これも血縁者の窮迫のため本家が危険にさらされることをさけるためと思われる。同じ正徳六年四月の「条々」⁽⁶⁾では、「諸商売堅く被致間敷い」と商内ごとを禁じ、さらに「善右衛門子孫縁組之義、一門之内に血脈差合無之、相應之縁在之いはば、一門の中より相極めい様」と同族の結合を強化しようとしている。

享保八年(一七三三)には、四代目宗貞が五代目宗益に家督を譲った。このとき家督譲渡し証文の形で「家定記録覚」⁽⁷⁾と題する詳細な家憲を定めた。これは正徳六年の「先祖之規範并家務」と「条々」を一層詳細に改定したものである。その前半の本家相続に関する規定では、異状なまでに、次三男の家督分与の条件に注意を払っている。すなわち、本家は、「随分造成利廻致、新規之支ニ取掛リ不申様可被致候」と利貸專業を再確認し、このとき分家となることがきめられていた又四郎、新六、善八の三分家(後掲略系図参照)をして本家の藩屏たることを規定している。つぎの規定はそうした分家の従属を規定した条項の一条である。

一、次男以下之仕分ケ致、家督申渡候ハ其人一代ハ無商売ニテ本家之用向致相談、万支時々支配人と申合、本家之為ニ成候様ニ

可被致候、其者一代之内ニ家業致候へハ本家ヲ差図不致候ハ而ハ不相成候、左候へハ本家用繁中ニ又々次男之家業迄差図致候へ而ハをのつから本家用之差支ニも相成申候、其者二代目々ハ相応之家業見立可遣事

利貸專業に營業方針を定めたものの、利貸業が決して安穩な營業でなかつたことを物語っている。分家の家業の面倒をみることにさえ、本家の營業のさまたげになるというきびしい態度を示しているのである。その後、十八世紀に入つて、利益額は増加していても、急激に利益率が低下した事情があつたことを想起しなければならぬ。

ここでいう「儲成利廻し」とは、大名貸をさすのであるが、宗利が大名貸に專業化することを明確にした事情を示すのが、鴻池又右衛門家の嫡子松之助に与えた正徳六年（一七一六）の「先祖之家範并家務」⁽⁸⁾の一条である。

一、諸商内事必無用ニ可被致ひ、貴殿家之事ニル得ハ、左様之義有之ひ者、世上之存入も悪敷、第一商内と申事、利徳又ハ損失之わけ難極り物ニル間、兎角儲成義を承合、利廻シ之作廻までに可被致ひ、貴殿商内之事被致ひ得者、家来之者共迄、その心を請、自分商内なと仕、彼是家之名を出シ申義出来い事不遠い条、必ず必ず商内事ハ無用ニ可被致事

ここで指摘されているのは、(一) あきないごとは損徳の定まりがたいものであること、(二) あきないをする⁽⁹⁾と世上の「存入」もわるいこと——当時大兩替商は大名貸專業であつたといわれている——、(三) 奉公人たちが商売氣を出すこと、である。「彼は家之名を出す」ということは、手代たちが商売を覚えて独立するという意味か、又右衛門家があきないごとをやっていることが世間に知られるようになるという意味か、はっきりしない。別の一⁽¹⁰⁾条では「徳用に目ヲかけい得ハ、必損失在之ひ者い」ともいつているから、もっとも基本的な要因として、あきないごとよりも、大名貸の方が結局安全であるという考え方があつた。利益率の低下の時代をみずから体験した宗利の考えは、經驗的に体得したものであつて、この大名貸さえ、万全の注意を払つて行ふべきであるというきびしい姿

説 勢をもっていたことは前述のとおりである。

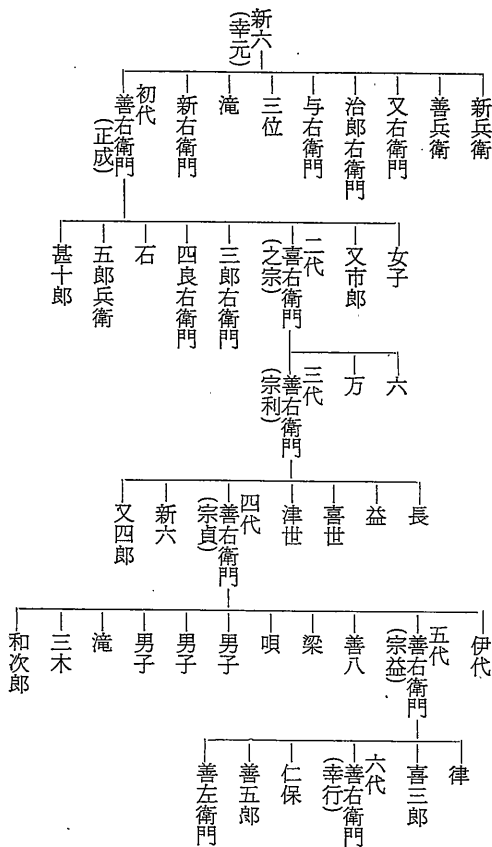
論

それでは商人貸ではなく、大名貸に重点をおかせた理由は何か。寛保三年（一七四三）から宝暦八年（一七五八）の三別家（弥三郎、重郎兵衛、儀兵衛）の算用帳を検討した結果、¹⁰貸付損銀の出たのは、すべて農民、商人に対する貸付からであって、大名貸からは一件も損銀はでていない。ここに後述の貸付に際しての加入の問題が出てくる。大名貸の危険性については多く語られてきたが、それが商人貸、農民貸との比較において語られたことはない。宗利の経営方針と別家算用帳は、すくなくとも十八世紀中葉においては、大名貸の方が安全な投資対象であったことを示している。それとともに考慮しなければならないのは、徴々たる小資本であればともかく、鴻池のような大資本を投下する対象は、巨額の資金の需要者たる幕藩領主財政に求めざるをえなかったことである。

ところで、鴻池家の営業が大名貸に純化したことが、その企業形態に大きい影響をおよぼす。大名貸専業となれば、経費をさしひけば、年々の純益は数パーセント以下になる。十七世紀後半にくらべると約半分である。この条件のもとでは、同一額の収益をあげようとすれば二倍の資本を必要とする。元手銀の散逸は経営の破綻になりかねない。ここから家督分与に対する強い制限の必要が生れる。とりわけ既往の銀額の財産分与では、分家や別家の経営はなりたらず、分与された財産が失われてしまう危険性が大きい。そのため、享保期に、分家・別家の創設について周知な規定が設けられ、財産の分与が制限されると同時に、分与された財産についても本家の監督が強化される。さきにも述べた本家中心主義は、こうした諸関連のもとに発生してきたのである。かくして確立された本家中心主義を実現した具体的諸事実はつぎのとおりである。

分家関係（イ）、財産分与の制限（ロ）、本家への従属の強化（ハ）、分家創設の中絶、の三点をあげることが

第1図 鴻池略系図



できる。

(イ) 財産分与の制限については、すでにのべたとおり、享保元年に次男以下は財産の一、二割しか分与されないと規定された。これで次男以下の分家の経営規模は確定され、以後の分家は絶対に本家と肩を並べるような規模になりえないことが定まった。なぜなら分家は大名貸を強制されており、利益率も本家とほぼ同様であったからである。

(ロ) 本家への従属の強化は、分家初代は無商売にて本家ずとめをなすべしという規定にみられるほか、又四郎への存念書、新六の家督証文には、毎年の勘定を本家へ報告する義務が課せられている。⁽¹¹⁾ また本家の手代が、新六、又四郎、善八家へ転配属されており、手代の人事といえども、本家の指図を受けたこと⁽¹²⁾示している。

(ハ) こうしたきわめて自立度の低い分家は、その後、六代目幸行(延享一—寛政七)の

妹仁保の養子分家善作家が創設されただけで、以後一世紀にわたる江戸後期には分家は創設されなかつた。⁽¹³⁾分家創出の中絶は、資本の分割をさけるため従属度の強い分家さえ創立されなくなつたものと解釈することができる。

別家關係 (イ)、催合銀制度 (ロ)、自分家業制度の中絶、の二点をあげることができる。

(イ) 催合銀制度については、別稿においてくわしく検討したので、ここでは別稿の結論だけをのべておく。鴻池家では享保四年、新銀八〇貫目を催合銀元本として設定し、月一步の利率で利廻しし、その利息銀九貫六〇〇目を手代一人年二〇〇目ずつ割符することにした。この割符銀は、手代名儀で本家があずかり、手代が自分渡世をする場合、元手のたしにする。要するに、奉公人の自立にあたって与える元手銀を催合銀の創設によって補充しようとしたのであつた。

催合銀以前には類似の制度として、名附銀の制度があり、名附銀には利足が付され、別家が自分家業を行う際、その元利は銀十貫目以上に達しており、これが他の諸給とともに、別家に与えられた。しかし手代名儀で増殖された名附銀でもってしても、自分家業に備えての資金としては不充分である事態が生じ、享保四年にあらたに催合銀の制度が創設されたのである。こうした必要が生じた事情の第一は、別家の自分家業に必要な資金額が増大したことである。既述のごとく、十八世紀初頭から、鴻池本家の収益率は顕著に低下した。それまで元銀に対する利益率は、年一〇パーセント以上であつたが、宝永―享保初年にかけて、六パーセント台に急減した。こうなれば、従来の自分家業資金の額では、別家の自分家業はなりたたない。第二は、本家にとつても、経営事情の悪化によつて、支出に弾力性がなくなり、必要に応じて支出するという安易な方法をとりえなくなつた。以上の、主として社会経済状態に基因すると考えられる本家の経営事情および別家の自分家業自立の困難化が、計画的、長期な資本の

運用の必要を生ぜしめ、催合銀の創設となったと考えられるのである。従って、催合銀創設は、別家の自分家業を容易ならしめる役割を担っているのであるが、それが創設されたということは、実は、別家の自分家業が困難となつたからであることに注意しなければならない。⁽¹⁴⁾

(ロ) 別家の自分家業制度の中絶。私は数年前、鴻池家においては、元文(一七三六)ごろ以降、別家があらたに自分家業を行う制度は廃止されたのではないかと推察したことがあった。⁽¹⁵⁾最近、宮本又次教授の研究によって、元文元年(一七三六)に従来自立し自分家業を行っていた別家の相続に対して本家の強い規制が加えられる至つたことがあきらかになつた。本家は、自分家業人が多数になると「世話」が行きとどかないという理由で、自分家業者の数を制限し、本家の統制が十分行届く配慮をなしているのである。つぎの史料は、自立した自分家業別家の家督は、事情によっては本家に回収しうることに規定しており、一種の反動的な措置を、この段階で本家をとつたことを示している。これは同族財産に対する本家の支配の強化であり、享保期の家憲制定の精神の延長上に起つた現象である。⁽¹⁶⁾

一、別宅自分家業人次第に大勢に可相成候、末々不残、従本家世話おのずから難成様に可相成候、左候而は相互に気毒に存候付、此度各々申談、別宅人子供嫡子、本家に而相動させ、惣並之手中同前之仕なしに仕、親之家督は忝之生立次第、本家に願ひ候か、又者自分徘徊いたさせ候か、兎角本家より之差図次第に可致旨申談候、尤不行跡之人柄に候はば、本家より相改、丈夫に家督人申付、跡目断絶不仕候様に致遣し度候、末々迄別宅之忝嫡子、本家に而召遣、勤柄に應じ、家督可被申付候、則別紙に別宅中連判定書取置候、相互に子孫迄懇々申談候へば、珍重存候、畢竟普代之者召遣候心得に有之候間、右之趣可被相心得候、為此度書記置候者也

元文元丙辰年九月吉日

山中喜右衛門

宗

羽(花押)⁽¹⁷⁾

すでに前稿によって指摘したとおり、寛保—宝暦期の別家算用帳の検討によって、享保期に自立した別家経営は本家からの恩恵的な資金の供給によってのみ、再生産を維持できる状態であり、別家が自分家業を行って自立する意味は失われていたことがあきらかになった。年期を勤めあげた奉公人が、別宅して一定の資金を与えられたとき、これをもって自分家業を行うか、あるいは自分家業を行わず、その資金を本家の貸付けに加えてもらって、その利息を受けとるか、じつは、形式上の問題にすぎない程度に自分家業の意味はうすれていたのである。自分家業の別家数を制限するためには、別家の子弟を雇入れて手代とし、年期がきたとき、親の別家経営をつがせる形をとる必要がある、おそらくこのことから子飼以外から丁稚を雇入れることをしなくなったものと思われる。

その他の制度 以上のべたように、分家、別家制度について、享保期には、顕著な変化がみられた。これらの諸制度と同じ性格をもつのが、やはり享保期に行われた合力銀、仕入銀、小遣銀の制度である。合力銀は、不時の合力に対して備えたもので、一定銀高を元本として設定して、その利息を積立て、よんどころない合力はこの利息で行うという制度である。仕入銀、小遣銀も、子女の結婚にそなえて一定の元本を利殖し、それをもって婚礼費用、結婚後の娘、孫娘の小遣を賄うという制度である。これらはすべて、催合銀と同じように、将来起りうる出費にそなえて、一定の元本を設定し、その利息でもって支出を行い、元本の減少を極力阻止する役割を担ったのである。

(二) 江戸後期の出資関係

以上の、享保期における諸制度によって、鴻池一統の資本が、本家中心に集中されていくことが決定的となった。享保期までに、鴻池は巨額の資本を集積し、その多くを分家や別家に分与し、同族の組織は拡大の一途をたどると同時に、一定の連繫はあっても、鴻池の資本は、この過程に分散されていった。分家・別家の創設を継続すれば、

鴻池本家はたえず元本を削減されることになる。十八世紀前半の享保初年から元文まで継続した分家・別家制度の改革は、経済的にみれば、資本の分割・分散の阻止に主眼をおいている。元文元年（一八三〇）の自分家業の別家に対する規制の強化は、いったん自立した既往の別家の資本（家督）をさえ、本家の支配を強化することによって、いわば集中しようとする方策であった。このため、初期の分家・別家と享保以降の中期の分家・別家は、本家との関係はことなり、中期の分家・別家の本家に対する従属は強化されたと考えられるのである。さきにかかげた元文元年の規定によると、別家の家督相続も本家の指図に従わねばならない、不行跡の相続人であれば、本家が相続人をさしかえる、と定められていて、別家の別家財産（家督）に対する関係は、所有ではなく、保有といふべきである。享保期までの事情があきらかでないから比較は困難であるが、元文元年にこうした規定が設けられたことによって、別家の別家財産に対する権利が所有権に転化していくことを阻止することになったことはたしかであろう。中期の分家の分家財産に対する関係は、別家の場合よりも強いものであったと想像されるが、自立性の低さのため、以前の分家よりも本家の保護と支配をより強く受けたであろうことは推察できる。以上の改革後の鴻池家の資本調達の方法組織につきに検討しよう。

十八世紀中葉の別家算用帳⁽²⁰⁾（鴻池弥三郎）をみると、この別家は、その資本のほとんどすべてを加入貸しにしている。寛延四年（一七五二）の算用によると、貸有銀（貸借対照表の借方に相当）高五九貫六三六匁七分四厘のうち、小かし口々五〇匁三分、有銀一九五匁九分九厘以外の全額が、第二表に示すようにすべて、御見世、分家別家、天七等を通じての貸付けである。

(後略)

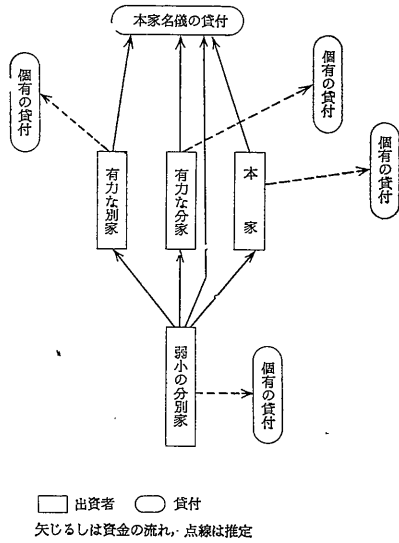
右の「加」はたとえば鴻庄名儀の貸付に差加えたことを意味すると思われる。口入とか取次による貸付の場合には、「天忠取次」、「口入治七」(宝暦二年・一七五二)、「口入鴻市」(宝暦三年・一七五三)とかかれている。「加」の場合は、弥三郎は、加入先の御見世、御見世仲間、又右衛門家等の貸付に出資した形をとっている。元利の滞りがでた場合、加入先の見世とか又右衛門が責任を負うのか、弥三郎がその損失をこうむるのか、これだけではわからない。⁽²⁾ 弥三郎は宝暦四年(一七五四)に高槻に移転する。このすこし前から自分の手による貸付がはじまるが、それまでは、鴻池一統をはじめとした貸付に加入している。寛延四年(一七五二)には貸付口数二四口のうち、御見世加が一九口で大部分を占め、宝暦三年(一七五三)には二六口中、一〇口が御見世加、八口が庄兵衛加となっている。高槻への移転を終えた宝暦五年(一七五五)には、自分貸付が大巾に増加する。そしてこの中から多額の損銀を出した。鴻池の別家で高槻移転は特殊な事例と思われるから、移転までの時期についていうと、年々一口ぐらいを除いて他はすべて鴻池一統の貸付に加入した形をとっているのである。弥三郎の加入を受けているのは、御見世がもっとも多く、ついで別家の庄兵衛、伊助である。史料が部分的であるが、やや敷衍して

第2表 別家鴻池弥三郎の加入貸

加 入 先	寛延4 (1751)	宝暦3 (1753)	宝暦5 (1755)
御見世	19口	10口	11口
御見世仲間貸	1	1	1
鴻池又右衛門(分家)	1	0	0
鴻池卯平次(別家)	1	1	0
〃 庄兵衛(〃)	1	8	5
〃 伊助(〃)	1	2	1
口入、鴻池市兵衛(〃)	0	1	1
鴻六郎(別家か)	0	1	1
天七	0	1	0
計	24	25	20

弥三郎自身の手による貸付は、宝暦3年に1口、宝暦5年に16口ある。

第2図 江戸後期の金融組織 (鴻池)



進化したと考えられる。われわれが、その具体相に立ち入っていくことは、史料の制約でできない。ただ安政四年(二八五七)以降の「方々加銀控」⁽²²⁾と題する大部の帳簿によって、鴻池善右衛門名儀の貸付の多くが、本家の見世と同族の出資によるものであったことがあきらかになる。その一部を引用すれば、

方々加

午正月 松平内蔵頭様
一 五百貫目

午極月限 年式朱

内百四拾五貫目 一類中並手代共

三百五拾五貫目 見世

というところ、鴻池同族団の貸付業のイニシヤティブをとっているのは、本家、有力分家、有力別家であったと推定してよからう。図示すれば第二図の通りである。本家が別家の世話する具体的内容の一部はこれであり、他は不定期になされる別家への資金の供給であったと考えられる。先述の鴻池同族団における本家の資本集中の過程が進行すれば、弱小分別家が貸付業の組織者たることは困難になり、限られた数の経営に貸付業のイニシヤティブが移行する過程が

午正月
千貫目

松平安芸守様

午極月限 年五朱

内五百貫目

一類中並手代共

五百貫目

見世

この帳簿のくわしい分析は別の機会にゆずるが、以前行った計算によると、安政五年（一八五八）を期限とする貸付五六件約二万四千貫目余のうち、見世一万二千貫目余、一類中並手代共一万二千貫目余となっている。また文久三年（一八六三）中に貸出した分については、計五九件約三万一千貫目余のうち、見世一万七千貫目余、一類中並手代共一万四千貫目余となっていた。じつに莫大な銀額の一類中並手代共の資金が本家の貸付に加えられているのである。私は、この「一類」には分家と別家がいっていると推察している。手代の資金は、おそらく、手代の名附銀とその他の給与の本家譲り分であろう。

本家算用帳の貸付銀高は、このうち見世分の銀高である。このことは本家が一類並手代共（同族）を本家以外の出資者として区別していることを示している。すなわち、銀高からみて鴻池本家の貸付のすべてではないにしても、そのかなり大きい部分が、同族の共同出資によるものであることがわかるのである。この同族出資分は、貸借対照表の貸方に相当する「預り」とことなる。この出資分が算用帳外で処理されていることは、それが借入金とちがった性格の資金であることを意味していると考えざるをえない。個人企業鴻池善右衛門と、言葉の単純な意味における合資による事業部分の二者が、対外的には鴻池善右衛門の家業として映じていたと考えられるのである。これら出資者の権利関係が不明であるので、この合本部分の評価は、はなはだ困難である。

そこでこのころの別家大福帳を川上雅氏の分析⁽²³⁾に従って検討し、手がかりをえたい。

安政五年(一八五八)義印「大福帳」によると、別家鴻池儀三郎が弘化二年(一八四五)七月、心得ちがいのため屋号を取りあげられ、永の暇を申しわたされた際、彼の営業資本はつぎのように処分された。

(イ)「加入銀」は、残らず「御振替御渡し」になる。儀三郎が貸付けに加入していた分は、本家名儀に切りかえ、その額を儀三郎に与えたという意味であろう。

(ロ)「当時無指引にて聊ツツ元下ケ相成候分」は、おいおい親類の者へ渡すはずであったが、親類からの願いにより、儀三郎へ毎年暮に一貫二〇〇目ずつ渡す。

(ハ)初代儀三郎へ被下置銀は、本店にて「組合年々積銀」にする。

(ニ)「集」と名づけられた元銀は、彦次郎(親類か)より願い、これまで通り加入しておき、年々の利息割符銀は積立しておき、俸共のうち無事別宅を許された者へ元手銀として交付してもらうことになった。

これによると、儀三郎はすくなくとも、四種類に及ぶ性格のことになった資金を保有していたことになる。加入銀は儀三郎の所有に帰したごとくであるが、他はいったん本家に回収された形になっている。同じ別家の資産にも、その資産の成立事情のちがいによって、別家のそれに対する関係はことなっていたと考えられる。

この大福帳の利入をみると、貸付は二件を除き他はすべて藩または藩蔵になされており、元銀高は最高一一貫六七四匁(弘化元年加州蔵)、最低二九〇匁(弘化三年館林蔵)、利率は年最高一五パーセント(安政四年尾州様)、最低〇・二五パーセント(弘化三年中津蔵)となっていて、弘化三年(一八四六)一月から安政四年(一八五七)十二月までの利入率は元銀に対して二・三八パーセントである。⁽²⁴⁾これらの貸付は加入と明記されていないけれど、元銀高の零細さ

説からみて、何らかの形の加入貸であったことはほぼたしかである。

論

整理するところのようになる。江戸後半期における鴻池では、本家中心に同族資本を集中する形態をとり、個人企業の形態のもとに、貸付資本のうちかなりの比重をもつ部分が本家以外の同族（分家・別宅）の出資部分として加えられる形をとった。本家をはじめ有力な分家、別家のみが貸付業の企業職能を有する資本家として立ちあらわれ、従属的な弱小分別家は、さまざまな形で加入によって貸付に参し、貸付利息収入の分け前をうけとる。そのさい、個々の貸付への加入は、当座的なものもあったと想像されるが、弥三郎の場合の「御見世仲間加りがし」のように、出資者にとっては、貸付先が明らかでない貸付業そのものへの出資部分もあった。いずれの出資においても、貸付に加入する分家・別家は、第三者に対して貸付の主体ではなく、加入を受けた本家・分家・別家が貸付の主体であり、彼らが企業職能の持主（機能資本家）であり、貸付に加入した同族は、企業職能をもたない持分資本家であった。したがって、本来的には、機能資本家たる本家をはじめとする有力分別家が無限責任をもち、持分資本家たる弱小分別家は有限責任である形態をとっていたのであるが、自己資本による大名貸を専業とする高利貸業は、そもそも貸付額を限度とする責任しか負う必要はなく、実質的には、これら両資本家は有限責任のみを負った。すなわち機能資本家も持分資本家も、この場合、出資を限度とする有限責任しかもちえないのである。このように考えれば、鴻池の企業形態は、合資会社の変型的な一企業形態であったとみられるのである。（あるいは匿名組合に相当するかとも考えているが、後日検討したい。）加入する側の出資者に対し、機能資本家側から、個々の加入に対し、枝証文をいちいち作製し交付し、すべての貸付が当座性をもっていたのであれば、かかる規定には疑問があるが、以上示したごとく鴻池の結合形態は、たんなる当座的契約の集りとは考えがたい。前述の儀兵衛大福帳においても、本店加入銀

からの利入の銀高が大きい比重を占めているのも、このことを示唆する。

以上指摘したごとく、鴻善の企業の合本部分については、評価は十分には確定しないが、この形態が、享保以来の本家による同族資本の集中過程にあらわれた現象であることは、まずうたがえない。分家として別家として、一個の企業として、従属的とはいえず、相対的に自立した企業活動を行なう条件が失われ、本家から与えられた諸種の給与、資金の運用が、かかる出資形態をとったのであるから、近代的な資本集中ではないが、商人資本のもとにおいても、社会経済事情の変化に対応して、一種の資本の集中形態としてのかかる合本制が生じていたことに注目すべきであろう。

(三) 第十三国立銀行の性格

鴻池の場合、明治初年にいかなる変化とみせたか展望することは、三井大元方のように明確な機関が存在しなかっただけに、むづかしい。また史料の残存状況もきわめて断片的である。鴻池家略年表(宮本又次『鴻池善右衛門』二六三頁以下)によれば、鴻池は、明治三年(一八七〇)、広岡、長田(作兵衛)とともに貿易商社尽力組を結び(三月)、一種の商事会社蓬萊社を始め、同四年には広岡・長田と組合で山広谷長平(山広屋)なる商店も開いた。この名前は山中(鴻池)の山、広岡の広、長田の長を組合わせたものである。⁽²⁵⁾同五年には阪栄社を組織し、六年には三井と組合で堂島両替店を興した。しかしこれらの事業はうまくいかなかったものとみえ、いずれも永続せず、明治十年(一八七七)五月に開業した第十三国立銀行のみが、鴻池の事業として継続した。⁽²⁶⁾

そこでとりあえず、第十三国立銀行の性格を検討しつつ、鴻池について観察する。ただ注意すべきは、三井両替店を引継いだ三井銀行においても、後述のように「家長、雇人」の関係を廢して同等の株主となる、といっている

説
論
るが、使用人の株主は事実上は権利は薄弱であり、ちょうど創立時の第十三国立銀行と同じく、旧態を維持していたと考られることである。また営業成績についても、多額の不良貸付が累積し、明治二十年代の中川上彦次郎の登場とその再建築によってようやく立ち直ったのである。三井発展の基礎をなしたのは、物産であり、鉱山であつて、呉服店、両替店などの伝来の事業部門ではなかつた。鴻池においても三井においても、旧来の事業部門は、同種の実態であつたと考えられるから、鴻池の性格を検討するのに、第十三国立銀行のみをみることは不適當であるが、鴻池はその後銀行業以外の事業から手をひき、その性格の転換をはからなかつたことに特徴がある以上、こ

うした研究の仕方が、結局妥当性をもつのである。

明治十年、第十三国立銀行創立にあつて、出資者は鴻池善右衛門をはじめ三十四名であり、うち三十三名はすべて同家の分家と別家であつた。しかもこれらの分別家は、名儀だけの出資者であつた。⁽²⁷⁾

誓 約 書

今般国立銀行御創立被成候ニ付、御条規例成ニ基キ、私共名儀ヲ以、別紙金額割合ノ通、發起人及株主等ノ名分ヲ立候得共、其実資本金額ハ、貴殿一手ノ御出金ニテ、私共所有ノ資財ニハ無之ニ付、該金額ヨリ生スル益金ハ勿論、其金額ニ就テノ権利ハ一切無之候、依テ証拠ナル該銀行株券ハ存名ノ儘、貴殿エ納置候所明白也、尤銀行営業上ニ於テハ、御条例及成規ヲ遵奉シ、都テ権限ノ事務無怠慢、正実嚴肅ニ相勤、各自御為筋一途ニ尽力可仕候、若シ役員撰挙ニ漏候共、私情ヲ含ミ、公儀ヲ妨ケ、或ハ旧來握スル権理ヲ以テ、違乱ノ処行致スマシク候、且営業中ハ鎖細ノ事件ト雖、必衆議ヲ經テ、重役命スル所ノ規定ニ悖戾致間舖、若相背キ候ハ、如何体ノ御処分ヲ受、事ノ輕重ニ抛リ、其咎親族ニ蒙候共、一言ノ申分無之候、依テ誓約書ヲ作り、保証スル為、各記名調印スル者也

明治十年二月一日

右之通誓約仕、為後証奉差上置候也

堺県下河国第二大区二小区鴻池新田

鴻池善九郎 ⑧

(ほか三十二名)

右の誓約書によると、善九郎以下三十三名の株主は、株主たる一切の権利をもたない、さらに従来もっていた「権理」をもって「違乱ノ処行」を致さない、重役の命ずる所に背いた場合、ことの軽重により親類にまで「咎」が及んでも「一言申分」もないと誓約している。「旧来握掌スル権理」は何をさすのか不明であるが、江戸後期の「方々加銀控」に表現せられている持分資本家的な権利をさすのかも知れない。またこれら架空の株主の親類たちが株主の行為に対して五人組的な連帯責任を負わされていることも注目をひく。第十三国立銀行が株式会社形態をとったとはいえ、その実質は個人企業であり、善右衛門と他の株主の間に、主従関係が貫かれていたことがあきらかである。

明治十一年(二八七八)二月二十五日の日付をもつ誓詞は前年の第十三国立銀行創立につき、「国立銀行条例ニ準拠シテ、一家ノ資産ヲ以、設立不相成御趣意ニ付……発起人鴻池善九郎殿以下……一時発起人株主タル名分ヲ付シ、創業ノ便宜ヲ仮施セラレタルモノニシテ、最御本家一己ノ設立銀行ノ設立銀行ニ相違無之」といい、さらに今回資本金を増加するにあたり「是又、各自所有ノ金ヲ以、五拾万円ノ資本ニ充テ……各所持ノ株式モ増加セシ姿ニ認メ有ルモ、其実前例ノ如キ手続有之……困テ此誓詞ニ述ル所ノ趣旨ハ、明治十年二月一日誓詞ニ於テ既ニ具陳スル所ト同一ニシテ」と、明治十一年二月の増資においても、出資の実質は創立時と変化していないことを示している。

しかし、翌明治十二年（二八七九）八月には、鴻池は分別家廃止を行い、「一家独立維持」のため、資金として、分別家に株式を与えた。別家の芦田周三郎を例にとれば、「先代より御預ケ申上候所有金並びに自分金とも合」せて一万〇、五〇〇円で株券一〇五株、「今般御趣意被仰渡、一家維持資本トシテ御給与」の二、〇〇〇円で二〇株を与えられた。「先代より御預ケ申上候所有金」云々は、別の文書によれば、「私共先祖ヨリ追々御預リ置被成下候所有金」云々となっており、これは「方々加銀控」に記録された「一類中並手代共」の出資金を指すものと思われる。明治十年、十一年の誓詞においては、分別家は名儀だけの株主であったが、明治十二年八月には、分別家の廃止ともなつて、江戸時代に出資していた出資金に対する権利を回復したものと解せられる。明治十二年八月の場合についても、別の誓詞があれば再考を要するが、つぎにのべる「株式券保護預ケ約定書之事」をみれば、明治十二年の制度の変化は事実であつたと考えられる。

すなわち、この約定書によれば、今般一二五株の株式を御譲与頂いたが、手許に保存しておいては自家難時に際し売却するという不心得をなすかも知れないので、「永久御監督」いただきたい、やむをえない場合相当の代価で御買上げ願いたい。保護御預ケ中は、「一己限り金融等約束ニ相用ト申間敷候、若違背仕候節ハ、素々御恩沢ヲ以、下賜候株式之儀ニ付、悉皆御取上ケニ相成候とも、一言之申分無御座候」と、自分勝手に売却したり、金蝕の担保にすることは禁じられていて、違反した場合、すべて取りあげられても異議はない、と約定しているのである。株式を譲渡されたといつても、このようにきびしい制限がつけられていて、これら旧分別家は出資金に対して株主としての完全な権利をもっていないのである。このように明治十二年八月には、分別家の出資には、創立時とはことなり、一定の権利が与えられた。それが分別家廃止の対価という形をとっているから、本家は彼の保護の義務から

株式譲渡によって解放されたことになるはずであるが、実際には、株式保護預りによって監督支配の権利を保持したのである。しかし、この措置によって、同族関係が経済関係に切りかえられることにより、一定度の解体を進めたと評価できる。このあと、第十三国立銀行の解散(明治三十年五月十四日)までの実態を追求する必要があるが、現在史料の不備でそれができないので、後考にまたざるをえないが、以上の経過のみをもって、この現象を評価すれば、つぎのごとくである。

すなわち、明治十二年の改革によって、別別家は、全株式の約五分の一を所有し、それに対し制限つきの権利を認められたが、以上の諸事実からみて、完全な権利をもつ株主でなかったことはあきらかであり、同銀行が株式会社形態をとっていても、彼らの権利は持分資本家的なそれであったと考えられるのである。この実質は、じつは江戸後期における鴻池の企業の実質と同一であり、国立銀行条例に規制され、別別家廃止によって、別別家の出資の権利関係が明確化されたにとどまるといわざるをえない。同銀行は、国立銀行条例に定められた有限責任の株式会社⁽²⁸⁾であり、株主総会における多数決の規定をもっている⁽²⁹⁾ので、近代(民主的)株式会社の本質を備えているごとくであるが、主家により自由な譲渡を禁ぜられ、株主であるのに前述のごとく、「重役ノ命スル所ノ規定ニ悖戾致間鋪」と使用人と同様の服従を要求されているのであるから、同行の性格は、カール・レーマンや大塚教授の専制型の株式会社ともいふべきものであろう⁽²⁹⁾。ただこれら旧別別家の多くが同行の行員であったと考えられるから、ある場合には、同行の営業方針を決定する立場にたった者もあつたであろうが、それは株主総会によって選出された重役という性格にもとずくよりも、むしろ主家の奉公人として性格にもとずくであると考へた方が実態に近いであらう。

しかしながら、ともかく、第十三国立銀行の企業形態が、江戸後期の企業形態と実質的な連関をもっていたことは、以上の分析によってたしかめられたところであり、江戸期の同族結合のなかに会社形態への萌芽をはらんでいた事業は、評価しなければならぬ。このことは、反面において明治前期の鴻池家の性格が、江戸期のそれと大差なく、時勢に流されて同族結合を部分的に改革し、その主要事業を株式会社形態をとらせただけにすぎず、その非進歩性を示しているのである。この点三井の相つぐ改革と活動分野の拡大と対蹠的である。

(1) 安岡重明「前期的資本の蓄積過程」(同志社商学、第一巻五号、第一二巻二・四・五号)に掲載の史料にもとずいて、小倉栄一郎教授は、これを固有帳合法の先駆かも知れないと推察され、複式決算構造をなす帳合法は当時相当広範に一般化していたようである、とされる。小倉栄一郎『江州中井家帳合の法』四頁(一九六二年、ミネルヴァ書房)。

(2) 『甲子夜話続編』巻三十四にはつぎの記事がある。「世に称する大坂の豪賈鴻池は同家の者七軒ありて皆富豪なり、又西諸侯廻米の用を承て貨財ヲ弁す、福岡佐賀の両侯その巨擘なり、又一候に土蔵一つ宛を建、其候の金銀は聚て其庫に納め他と混することなし、因て其候の融通あしくして其庫の財不足するときは、六家の者に割をかけて其財を集めてその用に当つ、財もとに復するときは、又利を添へて六家の者に分ら返す、因七家富を齊くして永く衰ふること無しと云」(国書刊行会本、続編第一、五六二頁)

この「夜話」は肥前平戸の藩主松浦静山が文政四年甲子の夜より執筆しはじめたものといわれるが、この話がいつごろの事情をさしているのか不明である。また記述がかんたんではつきりしないが、一種の合本制のあったことを示唆している。

(3) 川上雅「近世前期大阪商人資本の存在形態」(大阪大学経済学第一二巻三三、一九六二年)

(4) (5) (6) 宮本又次「鴻池善右衛門家の家訓について」(国民経済雑誌、第一二〇巻三三、一九六四年)

(7) 有賀善左衛門「鴻池家の家憲」(野村博士遠征記念論文集「封建制と資本制」所収、一九五六年、有斐閣)、宮本又次前掲稿。同「鴻池善右衛門家の「家定記録覚」」(大阪大学経済学、第一四巻第三・四号)

(8) 宮本又次前掲稿、国民経済雑誌所収。

(9) 『大阪市史』第一、四〇一頁。

(10) 安岡重明「両替商別家の経営について」(同志社商学、第一三巻一号、一九六一年)、同「前期的資本の変質過程」(同志社商学、第一三巻五号、一九六二年)参照。

- (11) 安岡重明「享保期鴻池家の分家制度」(同志社商学、第一七卷三号、一九六五年)
- (12) (14) 安岡重明「享保期における商家奉公人の性格」(社会科学、第一卷一号、同志社大学人文科学研究所刊、一九六五年)
- (13) (15) 安岡前掲「前期的資本の変質過程」
- (16) 鴻池家の別家制度については前掲稿のほかに、安岡「享保期鴻池別家の自分家業制度」(同志社商学、第一七卷一号、一九六五年)を参照。
- (17) 宮本又次「鴻池善右衛門家の『宗談家訓』その他」(大阪大学経済学、第一五卷一号、一九六五年)
- (18) 注(10)の論文。
- (19) 前掲安岡「享保期鴻池家の分家制度」
- (20) 前掲安岡「両替商別家の経営について」には、弥三郎の算用帳の全文が紹介されている。当初加入の付記はないが、貸銀高の推移からみて、それらが加入貸であったと推察できる。
- (21) 別家の資金を本家で利廻しする場合、利息の返済が滞ったときには、本家が保証する(立替払いする)規定がみられるが(前掲「享保期鴻池別家の自分家業制度」同志社商学、第一七卷一号八二頁、これは特定期間のみであったと思われる)。
- (22) 宮本又次編「近世大阪の物価と利子」(創文社、一九六三年)に、『方々加銀控』の全文を整理して掲載してある。
- (23) 川上雅「幕末期鴻池別家経営の構造——安政五年義印「大福帳」の分析——」(近畿大学、商経学叢、二八号、一九六五年)による。
- (24) 川上氏の利入率表には、貸付のすべてについて利入があったように現われていないが、ひとまず同論文第四表による。
- (25) 宮本又次「鴻池善右衛門」
- (26) 明治以降の鴻池の概要については、勝田貞次「川崎・鴻池コンツェル読本」(一九三八年春秋社)を参照されたい。
- (27) 作道洋太郎「国立銀行の成立過程——明治前期における定款の原文とその解題」(大阪大学経済学、第一一卷第一・二号)による。なお、明治十年代の第十三国立銀行の営業については伊牟田氏のすぐれた研究があるので参照されたい。伊牟田敏充「松方デフレ期の大坂第十三国立銀行」(証券経済月報、第四六号)
- (28) 菅野和太郎「日本会社企業発生の研究」三〇頁(一九三二年、岩波書店)
- (29) 作道洋太郎前掲稿二九七頁以下
- (30) 大塚久雄「株式会社発生史論」一六七—一六二頁、その他。

三、三井家の企業形態

(一) 三井大元方の性格

江戸期の三井家について、私は研究を開始したばかりであるから、従来の諸研究によって、大元方の創設の概略をのべる。⁽¹⁾ 大元方創設までの三井家については、中田易直教授著『三井高利』を参照していただきたい。

宝永七年(一七二〇)創設された大元方は、三井同族の家および事業全体を統轄する機関であつて、同族各家(本家・連家の主人をもつて構成し、その中心に総領家の主人がいた。そして寄合と称する会議によって万事を議定した。それは人的結合体であると同時に、資本的結合体でもあつた。大元方は、第三表のように多額の資本を各営業店に貸出し、各営業店は、その資本によつて事業を営んだ。この投下資本(元建)に対し各店は半年ごとに「功納」金を納めた。このほか運転資金(繰替金)が貸付けられ、これに対し各店は、銀一、〇〇〇貫目以上年七パーセント、銀五〇〇貫目以上年九パーセント、銀五〇〇貫目以下年一〇パーセントの利息を半期ごとに支払つた。功納は年率にして、越後屋本店三割、綿店二・八五割余、糸店二・五割、京・大坂両替店二割、江戸両替店一・七割余、御用所・松坂店一・五割であつた。各店は大元方へ納めた残りの利益金を積立て、三年目ごとに決算して大元方へ納めた。三年勘定臨時納という。この積立金の一割は褒美銀とし店員に配当された。

三井同族は、大元方への出資額に依つて一定額の賄料(生活費)を大元方から支給された。このほか各家は隠居料、役料、店名前料、子女入用銀(家族手当に相当)、住宅の建築費、婚礼費用、旅費等の支給を受けた。大元方を構成する三井同族は、惣領家八郎右衛門、元之助、三郎助、治郎右衛門、八郎次郎、宗八(以上本家六軒)、則右衛

第3表 三井大元方の出資

傘下事業	投資額	金換算 (兩)	功勞金 (半年分)
1. 越後屋本店 (京・江戸・大坂)	銀 1,500貫目	25,000	銀 225貫目
2. 三井両替店			
京両替店	銀 1,000貫目	16,666	銀 100貫目
江戸両替店	金 7,000兩	7,000	金 600兩
大坂両替店	銀 600貫目	10,000	銀 60貫目
小計	{ 銀 1,600貫目 金 7,000兩	33,666	{ 銀 385貫目 金 600兩
3. 綿店 (のち江戸向店)	銀 700貫目	11,666	銀 100貫目
4. 糸店 (京)	銀 100貫目	1,666	銀 12.5貫目
5. 御用所 (幕府呉服御用)	銀 100貫目	1,666	銀 7.5貫目
6. 松坂屋	金 500兩	500	銀 2貫目
7. 小名木川店	銀 44貫104目	770	なし
合計	銀 4,044貫目余 金 7,500兩	74,934	銀 502貫目 金 600兩

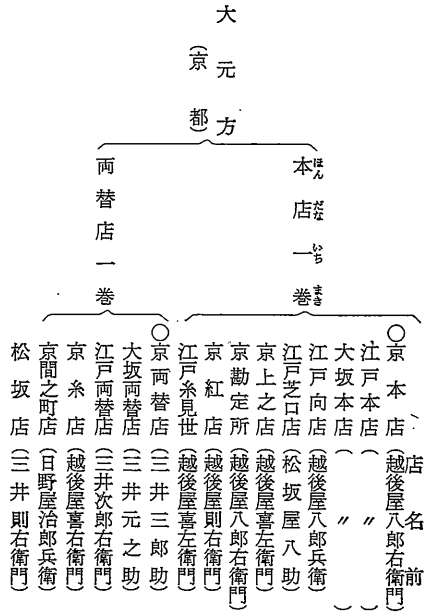
梶井義雄「三井大元方の資本蓄積」(専修大学論集27号), 中田易直『三井高利』263頁より作用した。大元方勘定目録と照合し一部修正した。金1兩=銀60匁で換算。功納は半年に金8,967兩で元建に対し、約12%である。

門、吉郎左衛門、小野八助(以上連家三軒)であったが、のち惣領家高平の長男高房のとき長井、家原の二軒が追加されて、三井同族十一家が成立する。大元方構成員の間では惣領家が特殊な地位にあり、ついで本家、連家とほぼ三つの階層性が認められるが、同族の発言権は同等であった、といわれている。

以上概括した三井大元方は、共同企業的結合関係であつて、各メンバーはたんに出資するのみならず、寄合を通じて企業職能をも把持し、大元方の負債に対しては、無限責任を負っていたと想像される。したがって大元方が合名会社の基本条件を備えていたことはほぼあきらかである。無限責任の規定は、明確ではないが、当時の法制および社会環境のもとで、大元方の負債に対して出資者が有限責任であったとは考えられない。

中井信彦教授の報告によれば、三井の各営業店が固定した一七三〇年以後の店の組織は、第三図のとおりである。しかし、特定の家が同一の店名前をもったのではない

第3図 江戸時代の三井店制



- 注 1. この構成は、1730年代以後の店制の固定した時期のものである。
 2. ○印は、一巻の本店。
 3. 中井信彦「三井家の経営—使用人制度とその運営」(1965年第34回社会経済史学会大会報告)による。

ことが、中田氏によって指摘されている。たとえば京都兩替店は「三郎助」が店名前であって、その三郎助には元禄元年高治(三男家初代)、宝永七年(二七一〇)に高房(惣領家三代)、享保元年(一七一六)に高方(三男家二代)、享保十一年(一七二六)に高副(六男家二代)、元文三年(一

七三八)に高美(惣領家四代)寛保元年、(一七四三)に高弥(三男家三代)がなっており、大阪兩替店は「元之助」が店名前であって、それには貞享元年に高房(惣領家三代)、元文三年(一七三八)に孝紀(連家小野田家初代)がなっているなどであり、家と店とは分離された関係にあり、特定の家が特定の店を所有し管理したのではなかったことを示している。これは、各店が大元方に直属し、大元方を構成する個々の家と店とが分離された、共同所有の一側面をあらわしている。

三井同族が、このように強固な共同企業の結合をはやくからなした諸条件は多々あるであろうが、その大きいひとつとして、財産相続の仕方をあげねばならない。当時の慣習によれば、創業者の遺産を相続するにあたって、長子相続を行うか、末子相続を行うかはともかく、多くの場合、特定の相続人が家督の大部分を相続し、他には若

千の家督(この場合、財産と營業)を与えて独立させるのが普通であった。三井の場合、高利遣書にも二代目の宗竺遣書にも、財産配分率は定められているが、各店を含む家督は、實際には分割されず、共有の形をとらせた。共有財産の管理組織としての大元方が創設されたのも、同族財産に対する同族構成員の關係に規定されたものとみることができる。この点享保以降の鴻池が、次男以下に家督を分与する形をとりながら、次男以下の家督所有権が薄弱であったのと対蹠的である。しかしながら、三井と鴻池に共通の現象は、いずれも、同族組織が個別資本を集中する役割を担っていたことであり、その集中は、他企業の資本を集中するのではなく、集積された資本を同族個々人に分散されることを阻止するための集中であったことに注目しなければならぬ。

中田易直教授は、大元方を「今日の持株会社のような組織」といっておられるが、この評価には疑問がある。前述のように大元方は各營業店に対し、一定額の資金を貸し与え(賃貸し)、それに対して一定の率の功納金を半季ごとに納めさせた。それ以上に剰余金があった場合には、各店において留保され、三年ごとに大決算を行い、剰余金の九割は、大元方へ納められ、一割が店員に配当された。この關係は、持株会社が被支配株式会社を支配しうる程度以上の株式を所有して、被支配会社を支配し、株式所有に対しては配当を受取るという關係に一見類似している。しかし持株会社は株式所有を通して被支配会社を完全に支配しうるのに、所有株式を限度とした有限責任しか負わない。持株会社と被支配会社とは法的には、別個の独立の企業である。一企業の責任を無限に負わなくてよいから、持株会社はやすんじて企業支配を拡大できる。大元方の各營業店に対する關係は、株式会社制度の発生していなかった段階であったから、持株会社と被支配会社との關係のように、出資を限度とする有限責任であったとは考えがたい。この点は先学の研究によっても、あきらかにされていないが、明治初年に三井家が、各事業に有限責

任制を確立するため非常な努力をしていることをみれば、江戸期の段階では大元方は各営業店の営業に対して無限責任を負っていたとみるべきで、大元方と各営業店の関係は、持株会社と被支配会社との関係に類似のものということはできないであろう。むしろ、同一企業における本店と支店の関係に近いとみるべきではなからうか。店の名儀は前述のように越後屋八郎右衛門ばかりではなく、同族の名儀が多く使用されていたが、質的な点で評価すると、本支店店関係により近いと考えられるのである。

(二) 明治三年の改革

三井家については『稿本・三井家史料』のほかに三井文庫に保管されている膨大な史料があり、これらの史料によつて、明治前期の三井家の改革、改組の様子を相当具体的に追求することができる。しかし、現在、その過程を全面的に追求することはできないので、ここでは、明治三年（一八七〇）の改革、明治七年（一八七四）の改革、三越分離の事情、三井物産会社、三井銀行創立事情の一端をあきらかにして、明治前期における三井家改革の意味を考えたい。

あらかじめ、三井家の明治初年の改革から三井銀行、三井物産創立の過程をとりあげる意味をあきらかにしておく。宝永期に合名会社形態をとった三井大元方制度は、明治前期のこの過程に、将来同族的コンツェルンとして特徴づけられる日本の財閥の原型を成立させたと評価することができる。大元方が持株会社でなかったことはすでに述べた。持株会社が成立するためには、株式会社制度が不可欠の条件となるが、株式会社制度の生成していない江戸時代の段階では、形態的に類似であるようにみえても、持株会社が成立しなかったのはむしろ当然である。明治前期の段階でも、株式会社制度は、多くの場合形式的であり、まだ日本の経済社会のなかに根をおろしていな

った。そのため、三井大元方も、持株会社たりえなかったのであるが、三井大元方がいかにして持株会社的な形態をとろうとしていたかは、右の過程のなかにじつに歴然とあらわれてくるのである。私がこの過程を日本財閥の原型の形成過程と規定するのも、こうした理由からである。

土屋喬雄教授の研究においては、三井家の改革は、明治七年（一八七四）五月以降とされている。また『三井銀行八十年史』の年表にも、明治六年四月二十三日に「三井家、家政を三野村利左衛門に委任」とあるが、明治三年の改革にはふれていない⁽⁸⁾。そこで私は、いったん、この改革が立案されただけで実施されなかったのではないかと考えたのであるが、末尾の連名において、八郎左衛門のほか退役者等若干名の印がないだけで、大部分の捺印があり、ほぼ同文の「改革申渡覚」が稿本三井家史料にも収録されているので、この改革は実施されたものと判断した。この改革は、明治七年に行われた改革の先駆をなすものであり、同七年の改革は、同三年のこの改革を精密化したものである。しかも、三年の改革は、明治にはいつてから最初のものであることがその前文において記されており、三井家の改組をみる上できわめて重要な意義をもつ。ここでその全文を掲げて検討を行いたい。なお「改正申渡覚」の筆者影写本は、一部抹消条項があるので、これを稿本三井家史によって補い、その他は影写本に従った。照合してみると、稿本三井家史料収録のものと若干のちがいがあって、異本があることを示している。「」内は筆者の補足、（ ）内は、稿本三井家史料による補足である。なお以下の史料で従来公開されていないものは、全文をかかげるようにつとめた。

改正申渡覚

〔第一条〕
一 一昨年来生恐

朝政御一新ニ付諸国一般種々御改革被為仰出、追々御布告之御趣一同承知之事ニテ、就右者三都呉服店筋始糸店間之町店と茂亮
高大減少ニおよび、其上諸式未曾之高直ニ付雑用負ニ而季々勘定難相立、尤兩替店筋ニおゐても右御改革ニ付而者前々貸方取組
先々返済方相滞、実以不容易形勢ニ立至リニ付宅々店々迪茂時節ニ随ひ大改革相建不申而者所詮相統難及心痛千万此事ニ而、
依之春來大元方同苗始三都店々重役手代共当地大元方に打寄、種々及評議ひ上今般宅々始三都店々大改正規則相建、如左之通

〔第二條〕

一 今般改正大元方相建ひニ付諸役所向御用筋諸藩御用等之義者都而御用所而替店ニ而相勤可申ハ当然之儀、万一往々心得違ニ而大
元方亦者自宅ニ而取扱申問敷事

〔第三條〕

一 大元方相建ひ付而者是迄之元方ニ而取扱ひ貸金并引宛預り代呂物有金諸道具共帳面に引合、大元方取締役之者立会之上引渡可申

事

〔第四條〕

一 大元方同苗役配左ニ

一 総 轄 高 福

一 取締 役 高 朗喜

一 同 見 習 高 朗生

一 同 補 役 高 辰 高 潔

〔第五條〕

一 東京糸店向後大元方付ニ申渡ひ付而者喜左衛門名前之義者源右衛門名前同様ニ相心得可申支

〔第六條〕

一 北宅・出水宅 川家 東京に転住之事

〔第七條〕

一 六角宅 伊皿 大坂表に転住之事

〔第八條〕

一 神戸表に不遠内開店いたしひ付而者右店当分之處横浜店出張所名目ニ而小体ニ取賄ひ且元備金茂致し置可申事

但元備金操出シ方之義者於大元方ニ厚配可致事

〔第九條〕

一 神戸開店ニ付普請入用、且同苗諸々々転任入用等之儀も、前段同様於大元方取扱可申事

〔第一〇條〕

一 同苗転任入用等消算之儀ハ、向後大元方半季毎積金高之半を以消消算可致事

日本における財閥の原型 (安岡)

〔第二條〕
一 神戸店元備金并普請入用等消算之儀者左之通

神戸店半季毎諸雜用差引替ハ延金凡一萬兩有之ハ、

右式ツ割

〔五〕 元備金利足并
普請金之内に相渡

〔五〕 サ仙兩

〔二〕 一仙兩

〔二〕 一仙兩

〔二〕 七仙兩

残而

〔二〕 七仙兩

〔第二條〕
一 東京大坂大元方之儀者兩替店ニ而取扱可申事

〔第三條〕
一 北宅東京に転任相成候付而ハ、旧宅に竹屋町〇室宅引移可申事

〔第四條〕
一 出水宅右同断転任相成候ニ付而ハ、旧宅に南宅引移可申事

〔第五條〕
一 六角旧宅地処土蔵等之儀者望人有之次第売払可申事

〔第六條〕
一 稻荷町下河原木屋町抱屋敷家作とも望人有之次第売払可申事

〔第七條〕
一 東京米店大元方付ニ申渡い付而者是まで本店に相廻し有之元手金差戻可申事

〔第八條〕
一 本店筋之義者三都共本店之名目相廢シ、向後呉服店と相改い、都而売店筋之氣配ニ相叶い様可致事

〔第九條〕
一 店々順席左ニ

呉服店筋

兩替店筋

一

二

御用所筋 三

但鉄炮洲

横浜

神戸

東京糸店

松坂店

四

五

右之通ニ者ハ得共当午秋季よりハ店々功納別丹誠、大元方備積之金高三ヶ年目毎ニ及勤定、金高相励ハ店ハ上席ニ可申渡ハ間、

格段之働相願レハ様精々尽力在之度事

〔第二〇条〕

一向後三年勤定褒美銀相磨シ、改半季毎目録尻之内式割通り其店ハ配当可致支

但割方之義ハ店々重役相談之上取斗可申事

〔第二一条〕

一別丹誠物之儀ハ半季毎多少出来高之式割方配当其店々ニ而可致取置、且残り半高ハ大元方ハ相納、跡半高ハ其店ハ積置可申事

但配当式割之内割ハ別宅共、残り割ハ支配已下にて可然配当之事

〔第二二条〕

一大元方用ニ付主人旅行陸路旅費金舟兩、海路迪茂同様、且手代共旅行陸船共金サシ兩附出し可申事

但主人旅行之節供一兩人召連れ可申、逗留中雜用之義ハ其店ニ而相贈可申事

〔第二三条〕

一三都在住亦ハ勤番之同苗店々ハ致日勤、諸帳面相改帳合同等茂手掛ケ可申事

〔第二四条〕

一三都在住亦ハ勤番之同苗店々ハ致出勤ハニ付、役料相渡可申、尤一ト店限り之詰ニ候ハ、無子細候得共、店々駈持双方ハ出勤之

時ハ、役料其其店々々日割を以差出可申事

但辰刻出勤申刻引取可申事

〔第二五条〕

一惣領之向店ハ通勤ハ共亦詰切ハ共、其時宜ニ寄可申事

〔第二六条〕

一稿本ニ并家史料ではつぎのとおり、亦詰切候とも、其時宜寄可申、次男ハ詰切可申、尤手代勤仕並ニ役料相渡可申事

〔第二七条〕

一一篇二郎儀（注、高潔）差向横浜店、猶模樣ニ寄神戸等ハ致勤番、横浜之義當時ニ到リハ而者家督之第一ニも可相成哉之見込も有

之、何分大切之場所ニ候、至急致改正別宅筆頭之心得ヲ以、万端取締可致事

但役料褒美割等差遣可申事

〔第二六条〕

一上之店、勘定場共当地呉服店に合併可為致之処、夫々目的ヲ以、規則相建出願之趣難黙止相聞得、ニ付、先ニ二年之間願之通聞

〔第二七条〕

届ひ間、精誠尽力急度規則相貫き、様丹誠可致事

〔第二八条〕

一問之町店、糸店店合可致事

〔第二九条〕

一同苗宅々賄料之儀、近年諸式未聞高直ニ付過分之増方ホ申渡ひへ共兎角不足相立、其上種々名目を以、臨時出金願筋多、季々大

元方入払難整、心痛之至存ひ、何分手前根元之大元方疲弊ひ而ハ家名相統難相成、殊ニ当節柄ニ付、賄料等も減し方可申渡答

之処、今般大改正同苗一統店々動向等丹誠為致、義ニ付、宅々暮し方ニ心配致し自然肝心店々之動向ニ差障ひ而ハ難相濟ニ付、

右差含至極相談之上、賄料今般改格別宜相建、其外手当向等も増方申渡ひ、申迄も無之儀ニルへ共、元来無録之町人先祖之余

光、且店々商徳之余斗ヲ以、相統致す事ニ得ハ、冥加之程ヲ存し、諸事節儉を以取賄、季々延金出来、大元方に相預ケひ様相

心得可被申ひ、尤此度改申渡ひ建金之外、婚礼葬式入用并宅々初代、二代目百回遠忌以上法事入用、其外万々一宅々之内類焼普

請金等之義ハ其時々評議之上、大元方々可差出ひ得共、其余聊たりとも臨時出金等之儀者一切聞届不申ひ条、此旨相心得可被申

ひ

〔第三〇条〕

一三都店々別宅、手代共、役料之義、前件之任儀ニ付減し方も可申渡之処、当今形勢ニ付而ハ不一形動向丹誠骨折之事ニ付、是亦

至極相談之上、此度相改増方申渡、条、万端質素ニ取賄、永統之義專要相心得可被申ひ事

附右別宅役料向後相改元々役たりとも其店限り請取可申ひ、且宅々台所役人給分之義ハ是迄之通宅々賄料之内々差遣し可申

事

〔第三一条〕

一店々別宅共其店工面会ニ寄、目錄尻并ニ別納等式割配当為致、義ニ付、其店ニより格外甲乙も可有之、然ル上ハ手広ニ商業致、

開店ひとも勝手次第永統相統相成ひ様、且ハ成行ニ寄、借家等手狭ニ取賄ひ辺も可有之哉、其店時節之模様ニ寄、盛衰有之ハ世

上一体之儀ニ付、分限次第何程家督相開ひ共、表向立派ニ其功相頭れひ様、若其店不工面ニルへ、役柄相進ミルへとも極々小体ニ

暮ひ時期も可有之歟、右等厚薄ニ付、向來異論相立不申様可心得事

〔第三二条〕

一同苗共不及申、別宅、手代共登り下り之節、有合セ物たりとも土産物以來相止メ可申、若相背聊之品ニ而も取遣り之義ハ、急

事

〔第三三条〕

一同苗共不及申、別宅、手代共登り下り之節、有合セ物たりとも土産物以來相止メ可申、若相背聊之品ニ而も取遣り之義ハ、急

度可及沙汰事

〔第三二条〕 大元方有金之儀、同苗共并別宅共、聊たりとも無相談自儘之取斗無之様、急度規則相定可申事

〔第三三条〕 一御屋敷方動向ニ付諸入用是迄元方振出シ、此度改正之場合を以不残相廢しい、然ル上ハ前々之調達金、是迄之引当積金有之分

消合不足并積金無之分共、不残私檢可申い、併御立用筋取立可相成目的相立いハ、其店ニ而厚配音物等之義ハ勝手次第可致、且

取立金出来いハ、其店別丹誠納之内に差加い様可致事

〔第三四条〕 一朋友縁者等之義理合ヲ以店々之金子融通方ハ不及申、他借之義ニ付調印い等之義ハ前々堅申渡い得共、猶又此度急度相守可申

事

〔第三五条〕 一同由之内ニ而万一放埒不身持等之所行有之い得ハ、前々法則之建方ヲ以急度致所置、一体之為筋い間、猶亦堅相守可申事

〔第三六条〕 一店々重役たりとも勝手自儘之取斗、又ハ依怙之取扱、如何敷所行等有之いハ、速ニ暇差遣可申事

〔第三七条〕 一重役始手代、子供、台所方ニ至迄不始末之義ニ而暇ニ相成い者ハ宅々ハ勿論店々出入一切不相成い事

〔第三八条〕 一宅々之内ニ而他向々金子借り入、様成義堅不相成い事

〔第三九条〕 一宅々賄料等改正之上ハ譬不足出来いと茂大元方々一切構ひ不申、平常其心得を以、召遣ひ人数増減之義ハ主人之所置ニ可有之、

尤儉約相立延金出来いハ、大元方に差出吟味之上、全之延金ニいハ、月イ歩サ厘之利米相渡、其上ニも三ヶ年平均ニ而取調、台

所方取締宜いハ、別段褒美之可及沙汰事

〔第四〇条〕 一店々類焼跡普請等之儀、是迄通其店積金より差出、且臨時入用有之い共向後ハ大元方ニ而一切請不申事

〔第四一条〕 一宅々台所筋等ニ不取締無之様、大元方掛り々時々心付ケ可申事

〔第四二条〕 一御用金筋被仰出いハ、三都店々助ヶ合、平均割合差出可申、已後ハ大元方ニ而一切請不申、自然其店ニ寄一時差支いハ、相当之

利足ヲ以、大元方々繰替可申事

〔第四三条〕 一於店々万一目的違ニ而案外之損毛有之間舖も難斗、尤其店限りニ而消費相成い程之義ニいハ、格別之沙汰ニも不及、既ニ横浜店

ニて前車之辺も有之い間、以来金高損毛出来、其店ニ而所置不能向ニ到りいハ、携い別宅始掛り役之もの、家財所持之品不残取

揚ケ速ニ売払入金為致ハ、其上ニモ嚴重之所置可申付ハ、同苗共モ其店出動中出来ハ筋ニハ、手代ニ準シ急度可申渡事

〔第四四條〕 一店々取締同式立其時々改正之任法、其店限重役共申合、無抜目心配可致事

〔第四五條〕 一宅々店々規則變革ニ相成ル付而ハ、方今之時節故時宜ニ寄、美事有之ハ、速に改正可致、聊無遠慮見込之次第大元方江可申出

事

〔第四六條〕 一店々都合筋之義ニ付、内願致度儀有之ハ、大元方役之内江可申出、返答ハ其店之頭役江可申聞事

〔第四七條〕 一同苗共之内、万一動番先キニ而手代共内々金談筋申聞ヒとも、向後鬻イ両金たりとも用違決而不相成、自然密々ニモ致立用ヒ

刃相願レハ、右貸金十倍之罪金取扱ハ者々無用捨為差出可申事

〔第四八條〕 一三都店々惣別宅共年々一度宛打寄可致參會事

但右ニ付若人金セ両之割を以、大元方々出金可致事

右之條々同苗店々一同堅相守可申、猶当年午秋季々来ル西春季迄三ヶ年之規則相定ハ聞、西秋季ニ至リハ、箇条之内除加之廉

茂可有之、何レニモ商業尽力丹誠可致者也

明治三年午六月

今般御改正御規則之趣逐一承知仕ハ、急度相守精勤可仕ハ、以上

八郎	右衛門	元	之	助
三郎	助	源	右衛門	助
次郎	右衛門	篤	二郎	助
次	助	源	右衛門	助
次郎	助	則	右衛門	助
宗十郎	助	則	右衛門	助
宗十郎	助	則	右衛門	助
次郎	助	則	右衛門	助

今般御改正御規則書を以、被仰出候條々具ニ承伏仕ハ、然ル上ハ右御規則之趣店々一同申合、堅相守、夫々業体向勉勵、追々大元方御收納高加増仕ハ様、抽丹誠尽力可仕ハ、依而御請印形仕ハ如如件

明治五申秋 退身 中野勝助 印

明治五申三月 退身 刀根喜三郎 印

明治四辛未十月再勤 同五申十月再勤 土方治兵衛 印

右同断御暖簾印御取上ケ御宅、店、出入御差止 改名 治作 河村喜 作他國仕居候

土田次郎助 印

齊藤専蔵 印

石井与三次郎 印

吹田四郎兵衛 印

明治四未秋 退身 沢木新四郎 印

午七月退役 中塚徳三郎 印

未二月死去 中井茂兵衛 印

森藤五郎 印

三野村利左衛門 印

山中喜右衛門 印

小山吉右衛門 印

未十月御暖簾印御取上ケ御宅、店、出入御差止 退身 歟形佐兵衛 印

明治五申二月 死去 黒田藤兵衛 印

向井市郎兵衛 印

伊吹孫兵衛 印

佐波浅次郎 印

杉山十兵衛 印

松田長右衛門 印

平井作兵衛 印

永田甚七 印

上原甚四郎 印

辻川七郎治 印

永緒太郎右衛門 印

奥村忠右衛門 印

山崎甚五郎 印

松嶋吉十郎 印

市川忠三郎 印

中川勝三郎 印

田中嘉右衛門 印

山田利兵衛 印

新井庄兵衛 印

杉山佐七 印

清水喜兵衛 印

細田源八郎 印

井口七右衛門 印

藤田和三郎 印

清水覚次郎 印

麻田佐二平 印

川嶋久五郎 印

松山米三郎 印

申春退役 中井由兵衛 印

小松清右衛門 印

鮎子田善兵衛 印

吉沢吉五郎 印

齊藤銀蔵 印

西村定次郎 印

今井友五郎 印

西田善助 印

西村扁四郎 印

大橋熊三郎 印

土方治兵衛 印

田中元七 印

浅井文右衛門 印

大井小助 印

松林清左衛門 印

渡辺良助 印

深井太七 印

山中伝兵衛 印

脇田久三郎 印

中井三平 印

永緒松齐 印

未八月再勤元方掛名代役

〔原文は一人一行〕

われわれの観点にとって必要な点をとりあげてみよう。第一条では、維新以来、呉服店・糸店・問之町店の売上げが大減少し、物価高で費用が嵩み、季々の勘定がなしがたく、その上、一両替店筋においても、貸付の返済が滞り、容易ならざる形勢になったので、大改革を行う、とのべている。明治元年（慶応四年・一八六八）、維新政府と密着して以来、三井の活躍はめざましいものがあつたが、内実は右のごときものであつたことを、まず念頭においておく必要がある。第二条では、大元方が直接に政府・諸藩の御用を勤めることを禁じている。これは従来どおりの規定であるが、この点を明確にしていることは後段の条項との関係で重要である。第四条では、総轄に高福、取締役に高喜・高朗、同見習に高生・高辰、同補役に高潔が就任している。第三条の大元方と元方の関係、第一条の「東京・大坂・大元方」の意味が現在の私には不明である。第十九条では、店々の順序を定め、「店々・功納・別丹誠・大元方備積之金高」を三カ年ごとに勘定して、成績のよい店を上席すると規定し、各店が成績をあげるよう督促している。第二〇条では、三年勘定の褒美銀を廃し、半季ごとの純益の二割をその店の店員に配当するとしている。江戸期には、これは一割であつたから、倍増である。ここでは、大元方納と各店の積立金の比率がわからないが、第二条の「別丹誠物」については、純益の二割をその店配当、四割を大元方納、残り四割をその店の積立金とすると規定している。これは、第一条に規定された神戸店の場合の二つ割の後半の部分の割方の比率と同じである。「別丹誠」とは、内容不明であるが、功納を課せられている本来の業務以外の営業活動を指すように思われる。第二〇条は、大元方と各店の関係を規定するもつとも重要な功納制度の一部改訂にとどまっているように思われ、この点については後述する。

このあと、諸条項のうちで大元方の資本の減少を阻止し、店々宅々に自己の責任の確立を課しているものとし

説て、第二八条、第二九条、第三〇条、第三二条、第三九条、第四〇条、第四二条、第四三条などがある。このうち第四二条は、御用金差出しの場合、店によって差支えがあつても、大元方は利子付きの資金は融通するが、大元方は直接関与しないと定め、第四三条は、店に損失が出てその店で処置ができない場合、関係者の家財を売払って入金させる、同苗(三井一族)たりとも別宅・手代に準じて処置すると定めているのである。当時の制度のもとでは、大元方は各店の欠損の責任をとらないということはできないが、各店勤務の同苗・別宅・手代等に無限責任を課し、大元方への被害を最少限にとどめようとする措置をとつたのである。

こうしたきびしい態度は、同苗・別宅あるいは重役・手代に対して厳格な勤務規定を課し、その行為に信賞必罰をもつてする態度によつて示されている。第二二条、第二三条、第二四條、第三四條、第三六條、第三七條、第四七條がその条項であり、店そのものに対しても勤務評定を行うことは既述のとおりである。ここでは、とりわけ同苗も組織の一員としての節度ある行為が要求されることが注意をひく。しかし、この統制強化と平行して、店配当を増加させ、よい成績の店には多くの配当がなされる条件があつたことは、すでにのべたとおりである。また、第三九条では、賭方の努力によつて延金がでた場合には、月一分五厘の利米を与えると定めている。

この点と関連して、店々の仕法の改正について自主性を認め、良策の提案を奨励している。このほか、店々の廃統合、組織がえ、同苗の移転などによつて、新しい状態に適合しようとする努力が試みられている。

さて、この改正規則の基本的な方向は、大元方と各営業店・同苗・別宅・手代との関係を整理し、それぞれの権限と責任を明確にした、といえるだろう。各店への分配率は低いがそれでも、江戸時代からみれば大巾に増加しており、一種の分権管理の方向を打ち出しているのである。別の表現をすれば、この改正は、各営業店に厳格な規制

を加えつつその活動を促進し、それと同時に各營業店の事業の齟齬から、大元方を保護する方向を實現しようとしているのである。すなわち、營業成績による店の順位の評定、各店配当の増率、店規則の自主的制定の促進によつて、各店の營業活動の結果がより多く各店に還元される方策をとり、一方では、大元方からの不時の出費を一切阻止し、各營業店の損失には関係者に無限責任を課すといったきびしい態度をとつたのである。ここにこの改正の積極的側面と大元方資本の保全という側面とをみることが出来る。この大元方資本の保全と事業の積極的展開とは、このあとの三井家組織改革の両輪となる。この点は後述のとおりであるが、こうした三井家の方向の基本線が、明治三年のこの改正において打ち出されているから、この改正が重要な意味をもつのである。

(三) 明治四年店々改正規則案

明治三年六月の改革以後、店制の多くの部分について引続き改正が行われていった。明治五年五月までに作られたと推定される規則として大元方規則、役柄心得方規則、内規則、店々改正規則、役替規則その他があるが、ここでは店々改正規則を検討して、その後の三井家の動向の一端を知っておきたい。この改正規則は、その第一条によつて、明治四年末の改正案であろうと推察される。⁽¹⁰⁾

申 渡

〔第一条〕

一 今般大改正二付、壬申年方管轄役所、出張左二

東京 西京 大坂 横浜 神戸

右夫々一ヶ年限相詰、代り合可申也、此旨可相心得

〔第二条〕

一 是迄之役名相廢し、更ニ役名申渡の間、其旨相心得可申事

〔第三条〕

一 惣店々之義執事役、括事役、其店元締役相談之上、管轄役に相達、店毎ニ規則を相建、家事取締吏惣中致尽力、相勤い様氣配肝

要之事

〔第四條〕 一役柄之義ハ以来年限・順席ニ不拘、人才有之、精勤致ひもの、大元方評議之上、其役柄引上ケ可申付間、自今其心得を以、尽力

相動可申事

〔第五條〕

一店々、役替之義ニ付、私之義理合を以、頭出ひ向も有之趣相聞に以之外之義ニ付間、以後右様之義無之様相心得可申、尚頭出之節、大元方ニおゐて篤と吟味之上可申渡ひ間、此旨相心得可申事

〔第六條〕

一支配役之義ハ其店表役之義ニ付、至極大切ニ相心得、重役之差図を受、不取締無之様精勤致可申事

〔第七條〕

一御用金取扱之義ハ別而大切ニ付間、聊不都合之義無之様、其店重役之者氣配を致し、越度無之様取締可申事

〔第八條〕

一此度改正ニ付、初役迄之処大元方支配ニ致ひニ付、役料之義ハ大元方々相渡可申間、銘々受取書に致調印、東京・西京大元方ニ而請取可申事

〔第九條〕

一此度店々定式功納相廢し、半季毎全之勘定尻有之儘左之通改正致可申事

譬ハ延金老万両有之

内式割方

内訳別名中一割 配当之事
支配以下惣中江一割

但割方之義ハ役料式拾五兩ヲ一株ト建割附可申、尤廿四ヶ月之間預り置、廿五ヶ月目ニ割渡可申、預り中其店不都合之義出

来ひ節ハ右預り金ヲ以、決算致可申事

式割 其店積立金非常之備へ

六割 大元方に功納可致事

右之通り相心得可申事

〔第一〇條〕

一店々金子入用之節ハ其次第柄大元方に申出ひ得ハ其懸り評議之上貸渡可申事

〔第一條〕

一諸御役所金銀出納御用相動ひニ付、都而金銀御預り手形、為換手形等之類ハ一判ニ而扱ひ儀、堅く不相成ひ、店內取引之義ニ而も同様之事

〔第二二条〕 一御役々居物大切ニ取扱、聊無等閑御届可申上事

〔第二三条〕 一店々両季勘定尻延金之内、法割積立金之外、密積致間敷い、若右等之儀有之いハ、無用捨、大元方ニ為納可申い事

〔第二四条〕 一店內賄之儀ハ、他人前日々白米一升宛を以相賄ひ、精々儉約相守、月勘定ニ而殘金積置、徳分半季毎ニ半高賄役之者ニ丹誠之廉ニよつて差遣し、半高ハ上座已下惣中ニ配當為致い事

但店々模様ニ寄、右法難相用いハ、取締能敷法相建、詰リニツ割ニ而一同ニ配當行届い様可致所置事

〔第二五条〕 一店々類焼普請金又ハ都合ニ寄り無余義臨時入用筋有之い節ハ、積立金之内ハ仕払致、大元方ニ相届可申い事

〔第二六条〕 一店々何程遊金有之い共、大元方ニ無沙汰ニ店々ニ多分之融通合致申間敷い事

〔第二七条〕 一三都始メ夫々出店場所、店々其地ニおるて示談睦合之為、惣別宅共年一度ツ、打寄、参会致し可申、其為入費と大元方より、他人ニ付金式巴宛之割合を以相渡可申い間、店表差支無之様申合之上、差繰集会致可申い、尤当日店当番并御用出ニ而不参之ものハ

馳走料相渡可申い事

但相統講世話役重モ掛り取持旁出席可致い、尤私用不参之ものハ料理等差送り不申い事

〔第二八条〕 一此度店々改革申出いニ付而ハ別宅手代共ニ至る迄銘々急度改革相立、憤発出情致し可申事

〔第二九条〕 一店々不始末之義有之い得ハ重役ハ不及申一統之可為越度、其辺堅相心得可申事

〔第三〇条〕 一店々手代之内、上ニ立者亦ハ縁者朋友之義理合ニ寄、店之有金自儘之取扱を以融通可致儀、且ハ他借之加判可致義等不相成旨前々より申渡有之い得共、弥堅相守可申い、自然心得違之儀有之いハ、急度可申付い事

〔第三一条〕 一大元方始メ店々重役之内、勝手自儘之儀又ハ依怙之取扱、如何敷所行等在之いハ、一同之気配ニ拘りい間、重役共相談之上、無

遠慮可申出事

〔第三二条〕 一重役ニ限、小ものニ至る迄、不始末之義ニ付暇差遣しいものハ、店々并宅々ハ不及申、別宅之内ニ而も出入一切不成い事

〔第三三条〕 一別宅始メ役々家内一統遊興を好い義、堅く不相成い事

〔第三四条〕 一店々別宅共其店工面合ニ寄、配當ニ而格外甲乙茂有之事故、銘々手広ニ相暮し、又ハ開店商業相始メ共、且ハ成行に寄り借家

住等手狹ニ取賄ひ共、其店盛衰ニ任セシ義ニ付、分限次第何程家督相開ひ共、表向立派ニ其功相顕し可申ひ、不工面ニハ、役柄不相応ニ共、極々小躰ニ暮り時機も可在之歟、右等厚簿ニ付異論相立不申様、篤と可相心得事

但當役之ものハ自宅ニおゐて商業堅不相成事

〔第二五条〕

一店々重役之内吾人宛泊番致、非常取締可致事

〔第二六条〕

一今般右改正致ひ得共、時々形勢ニよつてハ尚又改正可致義も可有之、依之上下之無差別、店々之為方ニ相成ひ儀、心付ひものハ無遠慮其店重役之者へ可申立ひ事

ここでも、われわれの観点にとつてさしあたり必要な点だけをとりあげる。第一条では明治五年（一八七二）より、東京、西京、大坂、横浜、神戸に管轄役の出張を定めている。管轄役とは、総轄につぐ重役であつて、同苗が任命され、「一ヶ年毎ニ代り合、諸方出店之向江相詰、店々手代共之精不精并取締向等相改、規則ニ相振ひ義ハ、急度及沙汰可申、尚又諸帳面惣繕^カヲ相改、店治り方専令教諭可申事」と定められた役柄である。各営業店に対する監督の強化のあらわれと解釈してよからう。第四条では、以後年限、順席にかかわらず、人才を登用すると定めている。明治三年に店々に対してなされたことが、今度は手代たちに対してなされたのである。

第九条は店々定式功納の廃止である。この改正によつて、半季ごとの決算尻をつぎのとおり処分することになつた。二割を店々の別宅たちと支配以下の店員に配当する。ただしこの配当は二カ年据置きであつて、この間にその店で欠損が出た場合は、この配当で補填する。二割はその店の積立金、残り六割を大元方へ納める。大元方創設時に定められたところでは、一定の功納を納めたあとの利益金は各店に留保され、三年目ごとに大決算を行つて、その九割を大元方へ納め、残り一割を店員に配当することになつていた。この配当が各半季ごとに二割に改訂された

のは、明治三年六月の改正以来である。倍増された配当も、二年間預り、その間の欠損補填の準備金の性格をもたせている。各店の営業成績に対してこうした形で責任をもたせているのである。また純益の二割をその店の非常積立金とし、大元方納の比率は大巾に減じた。しかし同時に、各店の自立的運営を期待し、制度的にそれが実現される方策をとったのである。各店に対する統制を強化しながら、財務的に、大元方と各店とを切りはなす方向、支配を強化しながら相対的に自立させる方向を実現しようとしているのである。こうして各店に大巾に積立金をさせるかたわら、第一三条では、規定の積立金以外の密積を禁じている。そして、積立金の使用は大元方への報告だけでよいという自主性をもたせている。第二四条では、別宅たちに店の成績により配当の多少があっても、それぞれ収入に応じた暮し方をするよう、また自分で商業をするのも勝手と、定めている。この改正規則でも、明治三年六月の改革の線が踏襲され、押しすすめられていることがわかるであろう。この大元方と各店の関係の変化——各店の権限を拡大しながらその責任をもたせ、大元方は利益の過半を吸収しながら、各店の欠損から解放されようとする方向への変化——は、この後の三井家の改革の基本線であるとはすでに指摘したところであるが、明治五年の呉服店の分離にも貫いている精神である。

（四）呉服店の分離

東京大元方を新設した明治五年（一八七二）正月の二十五日、三郎助（高喜）、次郎右衛門（高明）、篤二郎（高潔）の在京三井家同族と三野村、斉藤の両重役は、大蔵大輔井上馨によばれ、参議大隈重信、大蔵大丞渋沢栄一列席の上で、三井家は呉服業を分離して、バンク創立に専念するよう内命を受けた。不振とはいえ、呉服業は三井伝統の家業であったから、これを分離するには決断を要したが、協議の結果、呉服店を三越性を名のる同族三家の共有に移

説し、表面、三井家の營業から分離し、店章もかえることに決定し、三月に実施した。当時両者の關係は「表は離れ、内輪は離れず」というのが実相に近いといふ⁽¹¹⁾。以上の事實は、政府要人も、三井の創立する銀行が、呉服業の不成績の余波を受けることを恐れていたことを示すものであり、実は、三井自身がすでに自覚していた危懼を指摘されたのである。三井主脳部がこの内命を即座に受諾したのも、内部での条件があったからとみるべきであろう。

明治三年以来の改革は財務的に各店を自立させる方向をとってきており、營業不振の店の不成績によって、大元方および他の店に窮地においこまれることを極力さげようとしていた。ここから、「表は離れ内輪は離れ」ない分離までの距離は、わずかである。明治六年三月六日の日付をもつ分離の約定証書はつぎのとおりである。

約定証書⁽¹²⁾

東京駿河町	呉服店	同 室町竹屋町	糸店
同	糸店	同 小川上長者町	紅店
大坂高麗橋	呉服店	同 横本町	売込店
西京室町二条	呉服店		

右三井組所有ニ候処、明治五年壬申五月示談之上、三越家へ譲渡候儀ニ付、左ノ条々ヲ規定致候事、

第一条 三越家ニ於テ前書七店引受候付テハ、同店附属ノ物品并負債等ニ至ル迄、総テ三越家ニ於テ引受候事、

第二条 三井組ニ於テハ、右店々三越家へ引渡候上者、爾後如何様ノ儀出来致候共、一切關係致サ、ル可シ、故ニ三越家ヨリ尚他方へ譲渡候共、更ニ關係無之候事、

右之旨趣約定致候儀、相違無之、依之此証書式通ヲ製シ、壹通ハ三井組、壹通ハ三越家へ交附シ候也

明治六年癸酉三月六日

三井組

三井 八郎右衛門 印

三越 則兵衛

この約定証書では、明治五年五月に、東京の呉服店・糸店、大阪呉服店、京都の呉服店・糸店・紅店、横浜の売込店の七店を三越家へ譲渡し、三越家は七店の附属の物品ならびに負債を引受け、引渡した以上は、三井組と三越家とは一切関係なく、これらの店を三越より他へ譲すも自由としている。しかしながら、三井組と三越とが完全に分離しなかつたことは、前記引用文のとおりであり、三井組の監督は継続した。

その実情の概要を示しているのが、「三越一件」と題する史料である。これをみると、呉服店系統の分離は、三井がその業務の監督は継続するが、その責任は負わないための方策であつたことがあきらかである。

三越店 一件⁽¹³⁾

- 三越店之儀ハ、旧三井組於テ、旧東京大坂其他に、呉服店亦ハ糸店等ヲ設ケ、商業相管来レル処、去ル明治五年申年中衆議ノ上、三井元之助親戚ヲ以テ、三越ノ家名ヲ興シ、之レヲ三越則兵衛ト称シ、
- 三井三郎助等ヲ以テ監督ト定メ、茲ニ於テ、更ニ三井組ヨリ各店ノ事務并右商業ニ屬スル事物、悉ク三越ヘ譲渡シタルニ、其後同年申中ノ則右衛門ナル者ヘ、右三越店ヲ譲渡シ相成、今日迄相統之事、
- 右譲渡シノ際ハ、三井大元方於テ、書面ヲ以テ三越ヘ相達セシ旨趣ハ、今般商店引渡シ候ニ付而ハ、各勉勵致シ、益營業盛ニ相成候様可致、且大小之事務共、総テ大元方監督ノ指揮ヲ受可シト相達セシ処、三越於テ左之旨趣之受書ヲ差出シタリ、被仰渡之次第

三井三郎助印	三越喜左衛門印
三井次郎右衛門印	三越得右衛門印
三井元之助	手代 田中彦七
三井源右衛門印	奥村忠左衛門印
三井篤次郎印	大井小助印
手代 齊藤純藏印	市川忠三郎印
永田甚七印	

逐一畏候、精々勉勵シ可申候也

○三越則兵衛ヨリ、則右衛門に譲渡之際、為取替証書致シ置可キ筈之所、右証書無之事、

○右三越店於テ、他ヨリ借入金等三種之別有、旧三井組、三越則兵衛、三越則左衛門等ナリ、

○大元方監督ハ、現今迄其儘為シ居レリ、去リナカラ金銀出入ノ帳簿検査等ノミニテ、負債ノ儀ハ不心得事、

○石炭油等一二伺濟ノ分ハ、元ヨリ大元方承諾スレトモ、其外ノ損失等ハ不心得事、

○三井組名前ノ負債ハ、当今無之、則兵衛名前ノ負債ハ多分有之事、

○三越則左衛門名前ノ店ハ、大坂ノミニテ、其他ハ名前異レリ、

○然ルニ右則左衛門店負債其他損失等、及ヒ此儘營業難相成ニ付、負債償却ノ上資本金操出シ不相成上ハ、閉店致ス外良策無之旨、

主任ノ者申出ルニ付、更ニ出金之上負債償、此上營業致サスルトキハ、亦々損失等有之トキハ、無詮事、去迎捨置候得ハ、閉店致スヨリ外致方無之、依而他ニ望人有之其儘譲渡シ、右負債關係無之様相成ル時ハ、別段心配無之事、

○則チ負債ヲ償却シ、更ニ資本金ヲ貸渡シ、營業サスルカ、閉店サセルカ、亦ハ望人へ譲リ渡スカノ三ナリ、

○閉店ニ及フ時ハ、則兵衛名前ノ負債ハ、則兵衛及監督迄係ルヤト、懸念ノ事、

○他人へ譲リ渡シタリトモ、其者不都合ヲ為シ閉店スル時ハ、同様則兵衛并大元方へ係ル、懸念之事、

大元方監督ヲ免可キニハ左ノ書面ヲ取り可然事

(以下六行朱書)

各様是迄当店監督相願置候所、先般三井銀行役員ニ選舉相成候ニ付、右監督ノ儀今般更ニ御断相成承知仕候、向後当店ノ儀

ニ付テハ、御関係ノ儀更ニ無之段、是亦承知仕候、以上

年月日

三井 則左衛門

三井 三郎 助 様

..... 様

三越則兵衛ヨリ、則左衛門に譲渡シノ節、可受取証書

是ハ、今日為取替而も宜敷候、

(以下略)

右によれば、つぎの諸点が示されている。明治五年三井元之助の親戚をもって三越の家名を興し、これを三越則兵衛と称し、同年にさらに則右衛門へ三越を譲りわたした。「大小之事務」について三越はすべて大元方の監督・指揮をうける。大元方は監督するが、負債については責任は負わない。大元方は、三越が石炭・油などの取引は認めるが、損失がでてでも責任を負わない。三越に損失がでて負債が嵩むとき、大元方は、(イ)負債を償却し、資本金を貸し与えて営業させるか、(ロ)閉店させるか、(ハ)希望者に譲り渡すか、の三つのいずれかを選ばねばならないが、閉店の場合には則兵衛名儀の負債の責任が監督(大元方)までかかる懸念がある。また他人へ譲りわたしたのち、その者が損失を出して閉店すれば、その責任が則兵衛および大元方までにかかるかも知れない。そのため、大元方と三越の間に関係がないという証文をとりかわしておく必要がある。

三越分離の真の意図は、三井大元方が呉服店の所有権を放棄しないで、三越の損失の被害を回避することにあつた。分離した形をとりながら、「監督」「指揮」を継続したことは、その意図を示している。三越分離の実態が「表は離れ内輪は離れず」と評されるのは、このことをさしている。しかしこの「監督」のために、三越の損失の責任を負わねばならない破目に落ち入ることを恐れ、三井銀行創立の際には、この「監督」を断念しようとしている。所有と支配を放棄せず、損失を回避する関係は、有限責任の会社制度の確立していない段階では、このような苦しい配慮と措置を必要としたのである。ここに、三井大元方が持株会社への道を模索している姿をみることができる。

(五) 明治七年の改革

明治七年(一八七四)四月より三井の改革が行われたことは、すでに指摘されている。これが明治に入って最初の

改革でなく、改革は明治三年六月以降、漸次的になされてきたことはすでにのべたとおりである。明治七年にいたって、店制の全分野についてあたらしい規則が定められた。明治七年戊辰四月の「店々改正規則申渡記」⁽¹⁴⁾には、戊第一号から第二六号にわたる規程が収録されている。これら諸規程を全面的に検討することは、本稿の観点からは必ずしも必要ではないので、各規程がどのような面に行われているかを示すだけにとどめたい。それら諸規程の表題はつぎのとおりである。

- (一) 大元方役配、(二) 第一銀行懸、(三) 東京御用所持役配記、(四) 横浜御用所持役配記、(五) 諸役動向心得方規則、(六) 大坂西京神戸御用所持役記、(七) 帳合附方規則、(七の内) 仕払方帳面附方心得、(八) 東京横浜配当金割方規則之事、(九) 大坂西京神戸配当金割方規則之事、(一〇) 目代席並日勤共可扱所に一ヶ所ニ付名代席ヲ差加ヘ可取扱廉々左ニ、(一一) 申渡、(一二) 大元方改正規則、(一三) 旅費建方規則、(一四) 追規則申渡、(一五) 手形扱追規則、(一六) 評議会規則、(一七) 総計表規則、(一八) 忠告心得方規則、(一九) 名代席目代席香奠並手当被下規則、(二〇) 各出役規則、(二一) 符帳改正規則、(二二の内) 文通改正規則、(二九の内) 追規則 日勤席之者死去之節手当可相渡定、(三二) 店内追規程、(三三) 奉公人扱規則、(三四) 規則書、(三五) 配当金割方改正規則、(二六) 各店々出勤総手代等級申渡規則

このほか、明治八亥年一月の亥第一号名代席役料改正規則、同二月の亥外一番東京御用所本店限り手当規則、同八月の亥第二号の符牒の改正など、明治八年まで規程の改正が続いている。ここにかかげた諸規則は、さきに紹介した明治三年から五年にかけての改正規則のように三井の店制の根本的な改革ではなく、技術的、事務的な細部にわたる取りきめであって、基本方向はすでにこの改正までになされており、その方向にそった細則ないし一部改正といった性格のものである。たとえば、(一二) 大元方改正規則も、大元方の役名・役料の改正であって、明治三年、同四年末のそのように基本的な点にはふれていない。明治三年六月の改正書の末尾に、この規則は明治三年秋よ

り、明治六年秋までの漸定的なものであって、六年秋に規則の加除を行なうとかかかれている。明治七年四月にはじまる改正は、この線にそつた予定の改訂であり、基本的な方向はこれまでに定められていて、明治七年の改正が比較的技術的なものになつたと考えられる。明治七年の諸規則も、もちろん検討すべき幾つかの問題をもつてゐるが、その検討は別の機会にゆずりたい。ここでは、明治七年の改正がほぼ完了したとみられる同年八月の「大元方改正条目」をかかげて、当時の三井家の「思想」を瞥見しておきたい。同年同月に「大元方規則」があり、表題からみると後者が基本的で前者はその細則であるようにみえるが、実際は、後者の方が細則であるから、これは省略する。

大元方改正条目⁽¹⁵⁾

夫三井家商業興隆之先祖千辛万苦して往昔三府所々ニ開店し、家名を弘めしより、以来日を追ひ、月を累ねて繁栄し、子孫三代ニ至る迄何れも不世出の才をもつて日夜家業を練磨し、信義親愛を旨として、総手代を撫育教導し、仁愛到らざる所なし、故ニ従一身之如く粉骨粹身之切著して、竟ニ其盛大を致セリ、然り而して跽勉尚止まず、子孫永久相続之方を慮り、其比勤仕之重役手代協議し、此大元方を創立し、主従とも其規則を恪守セシニより、商業倍繁栄し、家名遠邇ニ震ひ、而して興業以来式百有余年の今ニ至る迄、子孫相続し、当今忝くも

政庁の御用をも勤むるニ至る、是全先祖の遺訓嚴ニして其規則を立る密なるを以てなり、然るニ切ハ成るに愈るの道理同苗共竟ニハ先祖の辛勞を思わす、其遺命を守らす、大元方より相渡す定額をも銘々株の如くニ相心得、家事ニ勉強せざらんことを恐る、此の如きハ主従離反一家衰廢の基ニして憂ふべき尤甚しきものなり、故ニ早く之が備を為さざる可らず、夫大元方ハ三井一家の大基礎ニして先祖より譲られたる身代を預り、之を保護する重大之役場ニして素より同苗自己の所有ニあらず、老分の同苗重役手代之者ハ此役場と固守する役人なり、故ニ大元方より申渡す所の規則ハすなわち先祖現世之直命と心得、主従とも聊違犯すべからず、且大元方の貨殖盛大の謀るハ総店々より益金運納するニあり共之を運納するハ則総手代の店々職務ニ勉勵協力之丹誠忠切を尽すニあり、而して大元方及各店々をして繁栄せしむるハ同苗共の勉勵、総手代の同心協力ニあるなり、譬ハ大元方ハ地頭、同苗ハ

役人、各店々ハ田畑、総手代ハ農民なり、農民能く耕作ニ尽力すれハ五穀能登のり、一粒万倍の利を得、地頭へ貢税を納め、且我妻子券族を育ひ、上下鞞腹して樂しむ如し、其根本たる地頭の大元方を富強ニし、不易の相続を謀しハ、同苗及総手代の尽力ニルナレハ、其地頭たる同苗ハ一家を保治し富栄永続を願ハ、其農民たる総手代を我子孫之如く厚く育ひ厚く恵ミ、仁恩以ハ能懐くるを、其専務とす可シ、其家の主人如何程聰明才智ありとも吾人ニテ総店々の事務ヲ視る可らず、此理を能く考究して家業繁栄大元の貨殖を得んと欲セハ確實なる誠忠の手代を撰事する之外有へからず、仍而同苗総轄・管轄・檢事を始めとし、重役手代とも一致協力無隔意申合、同苗十五歳已上ニ至らハ、各店々へ分配し、夫々其器量ニ勉勵せしめ、主従同心協力もつて大元方の貨殖富強ニ尽力すべし、是全先祖之忠孝ニして、則大元方目録延金ニ応し配当するハ先祖より褒賞する所ニ而、是全主従持合の身代顯然たる所也、然ハ大元方の棟梁たる同苗ハ主従一般の龜鑑たれハ、己を慎ミ、儉を守り奢りを禁し徳を施し、総手代下々ニ至る迄、厚く育ひ、厚く恵ミ、才を挙げ、不才を退け、善言を近づけ、諛言を遠け、勤務の精不精を檢按し、私党偏頗なく賞罰を嚴明ニすべし、是上下主従の義務ニして家名繁昌する所以也

右申論の通り大元方ハ三井組一同根元の大綱ニして、万一此役場不取締なる時ハ、宅々店々主従共忽ち廢類可致、実ニ一大緊要之役場、其条同苗宅々一般ニ心得かならず心得違致すへからず、能く本末を弁別し、先祖より預り候家を督をますく繁殖ニし、大元方の備へを堅固ニし、代々子孫へ相譲り永久不易、主従相続の概要、聊忘失不可致、依而今般改正規則申渡い条、堅相守違犯不可致い、万一規則違犯之者有之ニ於而ハ大元方より少しも無容赦嚴罰の沙汰ニ可及い条、此旨急度可相心得者也

右条目了承之者ハ各其姓名之下ニ調印すへし、若異存あらハ調印ニ不及、其趣意別紙をもつて大元方に可申出事、右調印ハ九等席以上目代席一同調印すへし、且後日九等席以上に昇進するものあらハ其時ニ熟覽為致調印致し置へき事

右条目毎月十六日報効会之節、同苗共始め手代一同熟覽可致者也

明治七年甲戌八月

大元方

右御条目聊不相背遵守可仕い、依而調印仕候也

明治七年甲戌八月

この改正条目は、具体的な条目を含んでいないが、三井家の考え方をよく表明している。まず三井が今日あるは、先祖の遺訓厳にしてその規則を立てるのが綿密であったからだとし、大元方は三井一家の大基礎であつて、財産を保護する「重大の役場」であり、「その財産は」同苗（本家、連家）の所有ではない、といっている。「同苗自己の所有にあらず」とは、共有財産ではあるが、同苗個々の構成員の所有物ではない、という意味であろう。同月の「大元方規則」でも、その第一条で三井組ノ家産ハ「三井組ノ有ニシテ三井氏ノ有ニ非ス、自今分界ヲ明ニシ敢テ私ス可カラス、主従共ニ此意ヲ領シ、各勉勵シテ、益金ノ其身ニ及フヲ勉ムヘシ」とし、三井組の活動を促進し、その結果あげた利益が還元されるように努めよ、といっている。いずれの条項も、三井の財産が共有物であつて、個人所有に分割されえないものであることを強調している。ここに三井一族の組織性をみることが出来る。

そして当然とはいえ、大元方および各店の繁栄は、同苗の勉勵と総手代の協力によるとして、同苗が寄生的存在になることを恐れ、使用人の働きを重視している。大元方を地頭、同苗を役人、各店々を田畑、総手代を農民にたとえ、農民の耕作労働に比較すべき手代の働きを重視しているのである。後段でも繁栄の基礎は結局手代の働きだといっている。それを実現するために、同苗が勉勵しなければならぬのである。美辞はあるにしても、この条目は三井の組織性の精神をよくあらわしている。三井の店制でとくに目につくのは、同苗に対する規制がきわめてきびしいことである。三井一族の組織が長年月にわたつて維持されてきた理由のひとつにこのことをあげねばならないだろう。三井の組織力については、つきのごとき評価があることをつけくわえておく。

尾崎學堂「外遊断想」に『横浜などの外国商館も、貿易が日本人の手に移つてしまつたので、引揚げた者が多い。日本人もえらくなつたものである。私は今度ロンドンでセール氏に、三井物産は世界中を相手にして商売をし

て居る実にえらいものであるがほかの国にもあんなものがあるだろうかと云ふて尋ねて見たが、ほかの国にはないと云ふから、どうして三井物産があんなものになったのだろうと尋ねると、組織の力だと答へた⁽¹⁶⁾とある。

(六) 三井物産会社の創立

三井が明治初年以來、自家の銀行を設立しようとしていたことは、よく知られている。国立銀行制度の実施によつて、三井家のみによつて銀行を設立する途はとざされたが、その後もその設立の努力をなし、明治九年（一八七六）私立三井銀行の創立のはこびとなつた。当初、有限責任制の銀行たることを希望したが、政府のいれるところとならず、わが国最初の私立銀行たる三井銀行は、無限責任の株式会社（無名会社⁽¹⁷⁾ソシエテ・アノニム）の制をとつて發足した。原案では、閉店に際して、株主は額面の十分の一を出して銀行の負債および清算費にあてるとの有限責任を定めていたのを、大蔵省は、所持の株数に応じて負債を償却すること、できないものは一般の身代限りの処分をうけること、その上なお不足があれば他の株主一統へ割賦し負債を完償すること、と改訂させ、さらに、準備金規定が原案では預金の二割を公債証書でよくとしてあったのを、「金高の式割五分を常に積立置べし、尤内割は政府の公債証書にても苦しからず」と改めさせた。

資本金は二〇〇万円、これを二万株にわかち、うち一万株は旧三井組大元方、五千株は三井九家、残り五千株は三井組の使用者（隸屬）が引きうけた。最初の株主は三八三人で、そのうち八二人が一株、四〇人が二株の株主であつた。明治九年四月の「三井銀行創立之大意」では、無名会社の制をとるにあたり、「今三井組ノ名ヲ廢シ其業ヲ継キ更ニ私立三井銀行ト称シ、家長雇人ノ義ヲ断チ、改メテ共ニ社友トナリ、同心戮力シテ以テ各自ニ益利ヲ分チ、永ク其悦ヲ共ニセント欲ス、是此創立ノ大意ナリ」といつているが、多数の使用人を株主に仕立てたことは自

発的ではなく、当時の政府の会社制度普及促進政策の線にのったものであろう。明治二十六年（一八九三）商法施行によって三井銀行が無名会社から合名会社に切えられるに先だって、約四千株の行員の所有株を大元方が時価より高くかいあげることによって、三井銀行をふたたび三井同苗のものとした¹⁸。有限責任とはいへ、株式会社から合名会社へ、通常の発展とはことなつたコースをたどつたことは、「創立之大意」がいうように、「家長雇人ノ義ヲ絶チ、改メテ社友トナ」つたのではなかつたことを示している。

私立三井銀行が、無限責任制をとらざるをえなかつたことは、三井物産会社の創立と企業形態に重大な影響を及ぼしたと考えられる。

三井物産会社は、三井銀行創立直後の明治九年七月設立された。三井組は、明治七年八月、国産方を設置して、東京・横浜に店舗をもうけ、政府の後援のもとに米・生糸・茶・海産物等の内国売買や輸出を手がけていたが、その業績はかならずしも良好ではなかつた。一方、大蔵省を退官した井上馨が設立した貿易商社先収会社が明治六年末の井上の政界復帰によって解散されようとしていた。三井の三野村利左衛門は、これをもって三井の貿易進出の好機とし、同社の業務を引きつゞることによって、明治九年七月、三井物産会社を設立させた。同社は無限責任の私盟会社で、依頼を受けて物産を売捌くコミッション・ビジネスを行った。先収会社の残務整理を託され、三井物産会社の社長に就任した益田孝は、「之は何から何まで総て契約で、一切私が責任を負うたのである。若しやり損ねても三井は免れることになつて居た。私は自分の財産も会社へ入れてしまった。財産と云ふ程のものは無い¹⁹。」といっている。さらに益田は、つぎのようについている。

「私は三野村に、コムミッション・ビジネスでなければいけない、売と買との組み合わせ商売でなければならぬ、

自分で危険を負担するやうな商売をしてはいけない、思惑をしてはならぬと云ふた。三野村も同意し、井上さんも無論同意見であった。さう事が極れば、あとは一切自分に委せて貰ひたい、色々噂を容れられては困ると云ふた。

よろしい、一切委せると云ふことで引受けた。其の代り資本金は与えられない。唯だ三井銀行に五万円の過振を許すと云ふのであった。無資本金会社であった。コムミッション・ビジネスをやるのだから資本金はいらぬ訳である。⁽²⁰⁾

『財閥三井の新研究』では、「一定の資本金といふものはなく、唯三井銀行並に第一銀行から僅か五万円ばかり

の資金の融通を受け、これが所謂公称資本金ともなり、運転資本ともなったのである。」⁽²¹⁾とかかかっている。こうして発足した同社は、明治十三年（一八八〇）八月に二〇万円の資本金を設定するまで、無資本で三井銀行と五万円を限度とする貸越契約だけで、三井物産会社が三井組あるいは三井大元方といちおう企業としては資本的には無関係で発出したようにのべているが、じつはその背後になみなみならぬ組織上の苦心があった。「三井一族中⁽²²⁾ 約定書 稿五〇五」なる史料は、この間の事情をあきらかにする。

今般非常之改革ヲ為スニ我三井組ヲ廢シ、更ニ三井銀行トナシ、此銀行ノ資本ハ株主一同ノモノニシテ、友ニ該銀行永業センカ
タメ、同心協力シテ以テ永ク其説ヲ共ニセント欲ス、然リ而テ今アラタニ会社法ヲ以テ店ヲ設ケ、三井物産会社ト号シ、該店ハ
三井銀行トハ判然義ヲ絶チテ独リ永続セントス、故ニ三井一族ノ所有タルヲ以テ別ニ家長タル者ヲ置キ、之ヲ護守スル者トス、
然シテ其紀綱タル予カシメ之ヲ確定スルニ左ノ條款ヲ掲ケテ雙方ノ間ニ約定ヲ結フコト左ノ如シ

（附箋）

今般非常ノ改革ヲ行ヒ、我三井組ヲ廢シテ三井銀行ヲ創立シ、三井組大元方ヲ巨擘トシ、我儕モ此銀行ノ株主トナリ、共ニ其
營業ノ永続隆盛ヲ謀リ、其悦ヲ共ニセント欲スルナリ、然リト雖トモ該銀行ニ於テモ、營業上ヨリ大損耗ヲ醸成シ、或ハ非常
ノ天災等ニ罹ル等ノコトヨリシテ閉鎖スルコトナキヲ保タス、故ニ別ニ一ノ会社ヲ創立シ、之ヲ三井物産会社ト号シ、三井銀
行ト此会社トハ判然区画ヲ別チ、独立永続セシメントス、抑此会社ヲ創立スルノ旨意タルヤ、前ニ既ニ述タル如ク三井銀行ノ

閉鎖スルニ当リ、我儕ノ一族ハ該銀行ノ為ニ至当ノ義務ヲ尽サ、ルヲ得サレハ、我所有ノ物ヲ以此義務ヲ尽シタル上、生計ノ
 目途ヲ此物産会社ニ謀ランカ為ナリ、故ヲ以我一族中ヨリ武之助・養之助トモニ三井ヲ撰ビ、該会社ノ發起人ト為シタルナリ、
 然トモ又此会社ニ大損耗ヲ醸シ、或ハ非常ノ天災等ニテ閉鎖スルコトナキヲ保タス、其時ニ当リテハ武之助・養之助等ノ所有
 物ヲ尽シテ所分ヲ受ル迄ニテ、我儕ニ於テ之ヲ償フコトヲ為サズ、其所分ヲ受クルコトヲ畢ヘタル後ハ、兩名ノ生計ヲ立ヘキ
 目途ハ我儕ニ於テ之ヲ謀ルヘシ、故ニ此社ノ閉鎖セル時ニ当リテハ、我一族ノ株數則三井銀行ニ加其損害ヲ蒙ラシムル等ノコト
 ナカラムヘキ為メ、双方三井一族ト三井物産金社ノ發起人ト云閉鎖ノ場合ニ至リテハ、其負債ヲ相償フコトヲ為サスシテ、其負債ノ所分ヲ完了シ
 タル後ニ至リ相救助スベキ旨ノ盟約ヲ為シ、永ク此三井ノ名譽ヲマツル傳ヘトス、之レ盟約ヲ為スノ大旨ニシテ、其條款ハ則左ノ如
 シ

第一条 今般創立スル店ノ称号ヲ三井物産会社トス

第二条 此会社ハ、同姓ト雖モ三井銀行トハ判然義ヲ絶チテ別派ノモノナルベシ

第三条 我一族我一族ト三井、同苗八軒ヲ云テ之トハ、表メ別派ノ者トスレトモ、其實ハ我一族ノ所有物ナル故ニ、三井

物産会社ト称号附シ、三井武之助、同養之助ナル者ヲ分籍別家シテ、更ニ家長トナシ、其店ノ永続スルコトヲ専務トス

第四条 該会社ニ資本金ヲ渡サ、ルハ、我一族トハ別派ニセンカ為ナリ、故ニ旧三井組大元方以下皆略シテヨリ金何万円ヲ家作買

入ノタメニ何ヶ年賦ニテ貸渡ストイヘトモ、大元方ノ分店ニハアラス

但、此年賦返戻ノ約定書ハ、大元方ト其会社トノ間ニ取為ニ交換ノ置可申事

第五条 会社ヲ創立スルニ三井武之助以下皆略シテナル者ハ、我一族中ノ列ヲ不ニ除カシテ別派ニセンカ為ニ、第三条ニ載スル如ク

家長ト成者家屋ヲ別ニ設クル故ニ定額金及手当等ハ渡サザルヘシ

但、此定額及手当等ハ該会社ニ生ズル純益中ヨリ給与スヘシ

(中略)

第九条 管守スル該会社ノ純益金純益金トハ商売上ノ損失及家長ノ定額金及地所其他ノ所有物ハ、悉ク皆我一族ノ所有ナル故ニ、家長タ
 ル者之ヲ護守スルモノニシテ、自己ノ私ヲ非ラス、故ニ私用スルコトヲ許サス、尤我一族中ニテ自己一名ニシテ之ヲ借用
 スルカ、或ハ金錢貸借等ノコトヲ嚴禁ニス

但、万一破約シテ右等之所行ヲ為ス者アレハ承認スル家長ト其者一人ノ責ニシテ償弁サシム
(中略)

第十一条 万一該会社ニ於テ、非常ノ天災及ヒ其他事故ニ依リ大損耗ヲ醸成シ、夫カ為メ鎖店ニ就テノ諸雜費等ハ都而我一族ニハ
関セサルヘシ

第十二条 我一族ハ三井銀行ノ株主ノ一部タルニ依リ、此銀行ニ於テ大損耗ヲ生スルカ、又ハ臨時ノ事故ニ依テ鎖店ニ及フトキハ、
其負債ニ依リ銀行規程ノ所分ヲ受ルトイヘトモ、三井物産会社ニハ更ニ償等ヲ関係セサルヘシ

第十三条 三井銀行鎖店ニ及ンテハ、大元方モ株主タルニ依リ、其株高ニ応シ所分ヲ受ル時ハ我一族ノ定額金ノ生スル処無キ故ニ、
之ヲ救助センカ為メ此会社ヲ創立シ、年々生ス純益金ヲ常備トシ置ヘシ

但、万一天災ニ而事故アル時ハ、協議ノ上純益ヲ我一族ニ受取コトヲ得ヘシ

第十四条 該会社ニ於テ、非常ノ災ニ依リ分散スルカ、鎖店ニ及ヒ万一公判ヲ仰クコトアリト雖トモ、家長之ヲ悉皆ノ引受タルヘ
シ、然シテ会社ノ所分畢リタル後ハ家長ノ進退ハ我一族ニ於而之ヲ一切管スル權ヲ有ス
但、会社ノ負債等ノコトハ管係ナカルベシ

(後略)

明治九年丙子七月

三井 八郎右衛門	三井 弁 蔵
三井 三 郎助	三井 震 之助
三井 次郎右衛門	三井 則右衛門
三井 元 之助	三井 長 四郎
三井 源右衛門	三井物産会社
三井 篤 次郎	三井 武 之助
三井 八郎次郎	三井 養 之助

約定草稿前文によれば、このたび、三井組を廢して、三井銀行を創立したが、同銀行が營業上大損失を出し、あ

るいは天災のため閉鎖しなければならぬ場合もあるだろうから、別に一会社を創立し、三井物産会社と名づける、三井銀行とこの会社とは「判然区画ヲ別チ」、独立永続せしめる、三井一族はこの銀行のために「至当ノ義務ヲ尽サザルヲ得サレハ、我所有ノ物ヲ以、此義ヲ尽シタル上」(注、銀行に対して無限責任を負っているから、損失を出して閉店した場合、一族の所有財産でその責を果さねばならず、そのときには、一族は財産と營業を失ってしまうから)、一族の生計をこの物産会社ではかろうと思ふ、そのため一族中より武之助と養之助を選び、同会社の發起人とした、しかし、この会社も大損失や天災のため閉鎖することがあるかも知れない、そのときには右両名の財産でもってその責任を果し、他の三井一族はこれに関与しない、処分が終つたのちは、両名の生計は一族が保証する、双方閉鎖の場合でも、おのおのの負債を処分してのち、相互に救助の処置を行う、という配慮をなしている。約定書の条々は、資本的には一体であるものを、表面上、別の企業とする形をとることに腐心している。

分離を明確にするために、三井武之助と同養之助を「分籍別家」させ、家長として物産会社を主宰せしめる(第三条。分離した形をとるために資本金を渡さない(第四条)。一族から除かないで別派とするために、家長には別成家屋を設け、「大元方よりは」定額金および手当を渡さない(第五条)。銀行が大損失を出して閉店しても、物産会社はその償却の責を負わない(第十二条)。物産会社が破産・閉店しても、家長が全責任を負い、三井一族は責任を負わない(第十四条)等々と定めている。しかし一方、表面は別派とするが、物産会社は三井一族の所有物である(第三条、同社の純益金、地所その他の所有物はすべて三井一族の所有物であつて、家長の私有物ではない(第九条)、三井銀行の鎖店により大元方も処分を受けて一族の定額金の生ずるところがなくなつたときに備えて物産会社を創立したのであるから、会社は年々の純益を積立ておき、協議の上一族に支払う(第十三条)と定めて、三井一族と物

説 産会社の実質的関連を規定している。

論

ここに貫いている考慮は、三井物産会社を三井一統・大元方・三井銀行から独立した企業として設立し、しかも実質的に同社を三井一族の所有にとどめておこうとすることである。以上の説明でわかるように、三井銀行が有限責任の株式会社たることを許されず、無名会社の制をとったため、三井銀行に対する出資者たる三井大元方、三井一統は株数に応じた無限責任をおい、銀行が大損失を出して閉店したときには三井一族は共倒れとなる危険性があった。この史料からみるかぎりでは、三井物産会社は、その危険防止のためのみ創立されたかのごとき観がある。設立の理由として、貿易への進出の絶好機とばかりに先収会社の事業を引継いだと、いわれているが、その後、こうした三井資本の維持の関心が貫いていたのである。ところで、この関心は、明治三年の改革にはじまり、呉服業の分離、三井物産会社の設立等の諸現象を貫徹していた三井家事業組織改革の方向であった。持株会社制度の基本条件たる株式会社制度がわが国経済界に根をおろしておらず、いまだ資本主義的生産が本格的に展開していなかった明治十年までの段階において、持株会社制度類似の制度を創出するために、可能なかぎりの方策を講じていた事實は、まことに注目に価する。

当時、会社の出資者の会社債権者に対する責任の範囲は不明瞭であった。国立銀行、米商会所、株式取引所等は国の法律によって有限責任であり、また官許による大会社もだいたい同様である。ところが普通の会社は、その関係がほとんどわからない。明治十年十二月に内務省は司法省につきのように照会した。神奈川県伺によれば、一般の会社条例制定までは国立銀行条例を除くほかすべて有限責任は許さないようにしたい、とのべているが、同省としては逆に、定款中に反対の規定がない限り、「条例発行迄ハ其責任総テ各自所有ノ株高二止リ候儀ト可相心得」

と指令したい、と。これに対して司法省は、責任の範囲は具体的事情によりことなり、いちがいに有限責任と決定しえない、と答えた。さらに農商務省がその後、司法省にこの問題につき照会したところ、「会社責任ノ定ハ社外ニ対シ効ナキモノトノ回答」⁽²³⁾をえた。このためつぎのような評がなされた。「有限責任会社ノ株主ト雖モ一旦事變アレハ其資産ヲ尽シテ会社ノ義務ヲ完フセサルヘカラス。株主ノ不幸之ヨリ大ナルハナク、又無限責任ノ会社ハ其役員ノ變転去就、株式ノ売買自在ニシテ役員ノ責任等ニ関スル法例ナキヲ以テ、責任ノ定メモ亦恃ムヘカラス。社外人ノ不幸之ヨリ大ナルハナシ」⁽²⁴⁾。明治十六年には有限責任の区別があきらかになつたといわれるが、⁽²⁵⁾明治十年前後の段階では、出資者の責任が、このように不分明であつた。政府部内においても、見解の統一がなかつたのであ⁽²⁶⁾るから、三井同苗、三井大元方は、三越呉服店の分離、三井物産会社の創立にあたって、以上であきらかにしたよ⁽²⁶⁾うな、周到な方策を講じなければならなかつた。このような制度の不備な段階で、三井は傘下事業に対する無限責任を回避する方策を講じたのである。

このあと、三井は漸次、鉱工業部門の諸事業を売却し、明治四十二年の三井合名会社の成立によって、傘下諸事業は株式会社⁽²⁶⁾に改組され、持株支配の形態が完成するが、この過程については、後日の課題とし、現在明らかにしえたところで、一応の総括を行いたい。

- (1) 中田易直『三井高利』(一九五九年、吉川弘文館、梅井義雄「三井大元方の資本蓄積」(専修大学論集第二七号、一九六一年、土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』、中井信彦「三井家の経営―使用人制度とその運営」(一九六五年第三四回社会経済史学会大会報告)
- (2) 中田易直「享保期における三井同族組織の成立」(社会経済史学、第二〇巻一号、一九五四年)五四頁。
- (3) 中田『三井高利』二七四頁
- (4) 菅野和太郎氏は、「江戸会誌」の記述によって「三井組は一家一門の共同企業形態で、合名会社又は組合に類するものであつた」とされる(『日

本会社企業発生史の研究』二二頁。また竹中靖一・川上雅『日本商業史』も三井の同族組織を合名会社に似た企業形態とし、大元方を持株会社の組織のようなもの、としている(同書二二七頁)。大元方を持株会社と類似のものといえないことは後述のとおりである。

- (5) 中田「享保期における三井同族組織の成立」
- (6) 同論文 五四頁。
- (7) 中田易直『三井高利』二五九頁。
- (8) 土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』一三三頁。増尾信之編『三井読本』一九四三年(重細亜書房五三頁)には、明治三年に改革があったといふことだけを記している。
- (9) 『稿本三井家史料』北家第八代三井高福 一、五七四頁以下
- (10) この改正が実際に実施されたかどうか不明であるが、この改正案が明治三年の改正の延長上にある上に、各店の勘定の処置が明示されているので、この改正規則を検討することにした。すなわち、この規則が実施されたかどうかはともかく、三井の実際の制度から遠くないものと推定しているのである。
- (11) 以上は『三井銀行八十年史』(一九五七年)六一―六二頁による。高福史料一七七一頁以下参照。三井組が呉服店を表面上分離した形をとって、その所有権を放棄しないために種々の考慮を要したのである。
- (12) 高福史料一九〇〇頁以下。
- (13) 高福史料二一〇七頁以下。
- (14) 三井文庫所蔵文書、四七三
- (15) 三井文庫所蔵文書、二二六。高福史料二〇〇九頁以下
- (16) 長井実『自敘益田孝翁伝』(一九三九年)一七六頁より引用。
- (17) 『三井銀行八十年史』八一―八四頁。
- (18) 同書、二二五―二二八頁。なお、三井の使用人が株主に仕立てられても、その権利が薄弱であって、三井銀行の出資関係と第十三国立銀行のそれと同質的だと推定する根拠のひとつに、第一国立銀行についてつぎのごとき史料がある。

印紙

証

一 第一銀行株券式百枚

持主名面 向井一郎兵衛

右株券私名義ニ被成置候得共、全三井組御所有物ニ
相違無御座候付、一己専断決而仕間敷候、且御都合
ニ寄、名面書替等之節、無異議調印可仕候、右為証
一札差上置候処如件

明治十八年三月 向井市郎兵衛 ㊦

大元方御役所

三井文庫所蔵文書、二六一三

三井銀行の多数の株主が名儀上だけであつたかどうかわからないが、三井同族会が一方的に株式の買あげをきめて実施したことをみれば、それら株主の権利の弱さは歴然としている。

(19) (20) 『自敘益田孝翁伝』一七一—二頁。

(21) 松下伝吉『財閥三井の新研究』(一九三六年、中外産業調査会)一三〇頁。

(22) 高福史料、二二—一頁以下。

(23) 福島正夫「日本資本主義の發達と私法」(『法律時報』第二五卷二号、通卷第二七二号、五六—五七頁)

(24) 『興業意見』卷二八(『明治前期財政經濟史料集成』第二〇卷六八〇頁)

(25) 横井時冬『日本商業史』改造文庫版三三九頁(注(23)による)。

(26) 『日本近代法發達史』1、一九五八年、八五頁(福島正夫執筆)。

四、財閥の原型の形成過程

日本資本主義の性格の解明を目標とした財閥形成の研究において、本稿がとりあげた問題は、きわめて限られた部分のものである。従来、十分意識的に処理されなかつた問題のたてかたであるだけに、研究上、幾多の制約がある。そしてそれは、経営学・会計学の知識の皆無である筆者には過大な問題でもあつた。それにもかかわらず、ここであきらかにした諸現象は、わが国の資本主義發達史にとって、重大な意味をもっていることは、すでに指摘したとおりである。そこで、若干の補足をしながら、以上の分析の結果をほぼ三つの観点から整理しておきたい。第

一は、企業形態の問題であつて、個人企業が支配的であつた江戸時代の中期に、合本制の先駆的な形態が出現したものである。第二は、その合本制が商人資本における資本の集中の役割を担い、しかも同族的わくぐみを強固にもっていること、しかし、他方では同族結合とはちがつた資本の集中もあらわれていることである。第三は、こうした商人資本が自己の出資した諸事業の所有権を失わないで、しかもそれら諸事業の損失から解放されようとする有限責任実現の道を模索し、明治十年（一八七七）までの段階でほぼそれを達成し、将来財閥を形成すべき原型を打ち出したことである。

第一、鴻池に関しては、享保期に本家を機能資本家とし分別家を持分資本家とする合資会社の企業形態を形作る改革が行われたとみられるが、本家と分別家の関係を規定する定款に相当する規約が存在しないので、両者の関係については不明な点が多く、われわれとしても、その企業形態をもつて、合資会社の基本条件を完全に備えていたということはできない。しかしながら、その複雑な諸関係の一端はすでに示したとおりであり、そのなかに、本家をはじめとした若干の有力な分別家とその他の弱小分別家の間に、前者を機能資本家とし、後者を利益配当のみを受けとる持分資本家とする合資会社の関係がみられたことを知りえた。責任制度の面からいえば、鴻池の営業が高利貸付であつたことに伴い、機能資本家たるべき本家といえども無限責任を負う必要はなく、この点の制度的整備はなされていらない。また弱小分別家が所有する資本の性格も一律ではなく、出資者としてきわめて不完全な権利しかもたなかつたと推察されるのであるが、明治十二年（一七八九）にいたつて、それら出資金の株式化が行われることによって、従来の出資が一定の権利を確定する。江戸期の出資はその先駆的な形態であり、資本の機能からみれば、弱小分別家が持分資本家であることはほぼたしかである。この点は第十三国立銀行においても実質的には

同様であったとみられる。ここでわれわれが目指したいのは、利子率、利潤率低下にともなう資本規模の維持拡大の必要が、弱小同族を持分資本家の地位に変化させる必要を生ぜしめ、その結果、同族事業のなかに、かかる合資会社的な企業形態の萌芽を生ぜしめた事実である。

三井においては、経営事情と大元方制度の関連はあきらかでないが、隔地間商取引を行い、公金為替を多額に取
りあつかったことから、大資本の必要は十分知っていたと考えてよく、これまた多数の息子たちに資本を分割する
ことに伴う資本の分散を恐れていたことは、初代高利の遺書(元禄八年・一六九五)や二代宗竺遺書(享保七年・一七二
二)に示されている⁽¹⁾。財産および営業店を分割することなく、同族各家は大元方を通じて営業店に関係もつ形をと
り、財産は共有であつて各家は比率のことなる利益配当を受ける権利のみが確定していた。三井の存在形態を確定
した宗竺遺書には、「若し末々に至り、同族万一別々に成ることあらん時」の営業店の分割の仕方の定めはあるが、
同族各家の大元方事業に対する責任については、明確な規定がない。しかしこれも、同族各家ともに無限責任を負
っていたとみるべきであつて、大元方が合名会社の実質をもつていたことはほぼたしかである。

微細な点はさておき、以上の考察が鴻池および三井の企業形態の本質的な側面を正しくとらえているとすれば、
つぎのごとくいうことができる。まず、わが国においても、江戸時代のなかば享保前後の時期に、巨大な商人資本の
なかには、合名会社あるいは合資会社的に資本を結合させた企業形態が出現した。以上の二例が会社企業形態の
先駆的なものであるとすれば、周知の合名会社↓合資会社↓株式会社なるシェーマは、論理的には設定されるとし
ても、わが国においては必ずしも、事実においては、それほど段階性をもっていないことになる。しかしこの点は
さらに多数の事例の研究をへて確認されねばならぬ。鴻池と三井の比較において注意すべきは、第一に、相続形態の

相違と非血縁の同族たる奉公人の存在形態の差異である。すなわち相続については、分別家もいおう自己の家業をもつ経営主体となる形が許され、それが漸次制限される過程をたどって前述の企業形態が生れたのに対し、三井においては、当初から限られた血縁者以外に出資者となる道はなく、その他の同族は、機能資本家たることはもちろん、持分資本家となる可能性さえもたなかったのである。第二に、両家の業種の差異が、企業形態に影響を与えたと推察されるのであるが、この点に関しては現在整理した見解を示すことはできない。

両者を通じて共通なことは、当時の相続制度のもとであれば、集積された資本の分散が行われるのが一般であったが、それが分散される契機を絶ち（三井の場合、あるいは分別家の創出によって分散されてもそれが本家に集中される措置を講じ（鴻池の場合）、いずれも、一種の資本の集中形態としてあらわれていることである。かかる集中の経済的・経営的必要性については、鴻池の場合はあきらかになっている。三井の場合については、まだこの観点からの経営分析はなされていない。両者を比較しての差異は、鴻池が旧態依然たる性格の第十三国立銀行を主要な事業としていたのに対し、三井は伝来の事業のほかに幾つかの事業を起し、それを統轄する企業間の結合方法を採用していったことである。

第二、鴻池と三井においては、その合本制は強固な同族的わく組をもっていたが、すでに菅野和太郎氏の業績に指摘されているように、そのほかに匿名組合と目すべき共同企業が存在していた。⁽²⁾寛保元年（一七四一）以後松前藩の煎海鼠（いりこ）の長崎移出を引きうけた近江商人西川伝治は、二十一人の近江商人から出資をうけ、かくれた多数の出資者はその営業から生じた損益の分配にあずかったにすぎず、実際の経営は西川伝治一人が担当した。また天保九年（一八三八）エトロフの場所請負を引受けた藤野喜兵衛、西川准兵衛・岡田半兵衛（ともに近江出身）は

屋号を丸三、店名を近江屋惣兵衛という一種の匿名組合を作つてこれにあつた。近江屋惣兵衛は実在の人名ではなく、たんなる店名で、事業の実際は支配人が行い、三家は出資者であつたにすぎない。また大阪の呉服問屋稲西商社は創業の文化十年（一八一三）より明治二十一年（一八八八）までは近江の稲本利右衛門および西村重郎兵衛が同額の資金を出して作つた匿名組合であつた。天保二年（一八三二）以後は支配人が実際の営業にあたり、営業に関する一切の権限は支配人に委任され、両家はたんに出資によつて損益の分配にあつたにすぎなかつた。

最近の研究では、江頭恒治・原田敏丸・小倉栄一郎氏の諸研究による近江商人中井家が、各地に地元商人と共同出資の支店・枝店を作つていたことがあきらかにされている。この共同企業の組織の仕方には、危険分散主義がとられていたといふ^③。

西欧の会社制度を模して作られた幕末の兵庫商社や明治初年の通商会社、為替会社はいましばらく措くとしても、江戸時代の経済社会のなからこつた共同企業、会社制度類似の企業が生れていたことには注意を払つておく必要があろう。ただそれが一般的な現象でなかつたことは、明治政府が会社制度とりわけ株式会社制度を普及させるのに、幾多の困難に遭遇したかを想起すればたりる。ここでは、三井や鴻池のごとき企業形態が、ある程度広くみられた現象ではなかつたかといふことを示唆するだけである。しかし鴻池と三井においては、右の事例のごとく社会的な資本の集中の形をとらず、それが同族の埒内で行われていたことに注意を払ふ必要がある。

第三、われわれがいままで問題にしたのは、本来的な資本の集積・集中ではなくして、商人資本の集積と集中であつた。そして当面の研究対象たる鴻池と三井においては、それが強固な同族結合を通して行われていた。従つて資本の集中といつてもそれは積極的な社会的資本の動員たる資本の集中でなく、^④むしろ保守的ともいふべき集中で

あることはいうまでもない。そうした保守的な企業形態を持続したが、鴻池であり、明治前期の段階で、こうした保守的な性格の企業形態を揚棄し、自己の資本に活動の余地を与え、さらには将来、社会的資本の集中をも可能とすべき企業形態への推転を行なおうとしたのがほかならぬ三井であったと考える。すなわちその経過を要約すれば、明治三年（一八七〇）六月の改革は、各営業店の自律性をたかめ、各店の営業成績の結果をより多く還元する方策をとり、損失の場合はその店の同苗（三井一族、重役・手代等の私財をもって弁済させることさえ定めた。この方向は、明治四年秋の改正案、明治五年の呉服店の分離、明治九年の三井物産会社の設立にも貫徹しており、監督権を維持しながらその損失からまぬかれる方策、資本および利益金を大元方の支配下におきながら、損失の責任を負わない方策が講じられた。傘下諸事業が株式会社制度をとりえなかつた明治前半期においては、三井のといった方策は周到きわまるものであった。傘下諸事業が有限責任の株式会社制度をとれば、容易に解決できる問題が、その条件がなかつたため、三井同族の幾人かを分籍・自立させる形をとり、「分離」とか「無資本」の虚構をあえてしなければならなかつたのである。しかしながら、三井大元方は、こうした虚構によって、営業部門を拡大し、資本の集積と集中を行いうる条件を獲得した。三井大元方は、まさにこの段階で持株会社的な実質を備えたのである。本格的な資本主義生産の展開後まもなく、十分な自由競争の過程をへないで、その他の諸財閥にさきがけて、三井が日本独占資本の特徴的形態である財閥コンツェルンを完成させた企業内の諸条件のもっとも重要なものは、この準備過程にあつたと思われる。明治四十二年（一九〇九）、傘下諸事業を株式会社⁽⁵⁾に改組し、それを支配する三井合名会社が資本金五千万円で発足するまでには、さらに改革が重ねられているし、四十二年の改組のときも、ハンブルグのワルツブルグ家やイギリスのロスチャイルド等の富豪の資産管理組織を研究して帰朝した益田孝の勧告に

もとづくといわれる。しかし、四十二年における財閥コンツェルン形態の完成は、明治三年以来の諸改革の帰結であり、この方向はほぼ明治十年までの段階で明確に打ち出されていたのである。

こうした制度を、日本の経済社会みずからが生み出した制度とみるか、西欧の会社制度の知識をもとに案出された制度とみるか、なお検討すべきであるが、在来の企業形態の漸次的変化をとおしてこれが実現されていることをより重視すべきであろう。とりわけ、明治二、三十年代の本格的な産業資本の発達期にさきだつて、財閥組織の原形が形成されたことは、ヨーロッパにおいて民主的なそれではないが、産業革命以前に、株式会社制度が出現していたことと対応する現象である。

(1) 中田易直『三井高利』二四三頁以下。土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』二七頁以下。

(2) 以下の例は、菅野和太郎『日本会社企業発生の研究』二二―三二頁より。

(3) 江頭垣治『近江商人』(一九五九年、弘文堂)一四四頁。くわしくは、同『近江商人中井家の研究』(一九六五年、雄山閣)、小倉前掲書参照。

(4) 柴垣前掲書二二―三二頁にも、三井・三菱財閥成立期にみられる特徴であると指摘されている。

(5) さしあたり柴垣前掲書前篇参照。

(6) 大塚久雄前掲書参照。

〔付記〕 本稿は筆者の日本における資本形成史の研究の一部であり、かつ同志社大学国内研究、昭和四十年年度文部省科学研究費(各個研究)による研究の一部である。本稿のうち、企業形態の部分は一九六五年七月、経営史学会関西西部会(神戸大学)において、明治前期の店制については、同年十一月経営史学会第一回大会(東京大学)において報告した。(一九六六年二月十二日稿)